

平成26年第2回防府市議会定例会会議録（その1）

○平成26年6月25日（水曜日）

○議事日程

平成26年6月25日（水曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 選任第 3号 防府市議会議会運営委員会委員の選任の報告について
- 5 市長所信表明
- 6 市長行政報告
- 7 総合交通体系調査特別委員会の中間報告
- 8 議案第64号 議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例中改正について
- 9 推薦第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 選任第 1号 防府市副市長の選任について
- 11 選任第 2号 防府市教育委員会委員の選任について
- 12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 13 報告第 3号 防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
- 14 報告第 4号 防府市土地開発公社の経営状況報告について
- 報告第 5号 社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について
- 報告第 7号 公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について
- 報告第 8号 公益社団法人防府市農業公社の経営状況報告について
- 報告第 9号 公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターの経営状況報告について
- 15 報告第 6号 一般財団法人防府水道センターの経営状況報告について
- 16 報告第10号 平成25年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第11号 平成25年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第12号 平成25年度防府市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

- 報告第 1 3 号 平成 2 5 年度防府市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 17 報告第 1 4 号 平成 2 5 年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 1 5 号 平成 2 5 年度防府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 1 6 号 平成 2 5 年度防府市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 18 報告第 1 7 号 専決処分の報告について
- 19 報告第 1 8 号 専決処分の報告について
- 報告第 1 9 号 専決処分の報告について
- 20 報告第 2 0 号 専決処分の報告について
- 21 報告第 2 1 号 契約の報告について
- 22 報告第 2 2 号 変更契約の報告について
- 23 議案第 4 8 号 市道路線の認定及び変更について
- 24 議案第 4 9 号 財産の取得について
- 25 議案第 5 0 号 工事請負契約の一部変更について
- 議案第 5 1 号 工事請負契約の一部変更について
- 26 議案第 5 2 号 防府市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 27 議案第 5 3 号 防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中改正について
- 28 議案第 5 4 号 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について
- 29 議案第 5 5 号 防府市税条例等中改正について
- 30 議案第 5 6 号 防府市工場等設置奨励条例中改正について
- 31 議案第 5 7 号 防府市都市公園設置及び管理条例中改正について
- 32 議案第 5 8 号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 33 議案第 5 9 号 防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例中改正について
- 34 議案第 6 0 号 防府市火災予防条例中改正について
- 35 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度防府市一般会計補正予算（第 2 号）
- 36 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1番	久保潤爾君	2番	橋本龍太郎君
3番	木村一彦君	4番	清水浩司君
5番	藤村こずえ君	6番	和田敏明君
7番	平田豊民君	8番	田中敏靖君
9番	中林堅造君	10番	三原昭治君
11番	山田耕治君	12番	重川恭年君
13番	高砂朋子君	14番	山本久江君
15番	安村政治君	16番	吉村弘之君
17番	上田和夫君	18番	松村学君
19番	田中健次君	20番	山下和明君
21番	山根祐二君	22番	安藤二郎君
23番	河杉憲二君	24番	今津誠一君
25番	行重延昭君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
総務部長	吉川祐司君	総務課長	林慎一君
総合政策部長	持構秀昭君	生活環境部長	福谷真人君
健康福祉部長	藤津典久君	産業振興部長	山本一之君
産業振興部理事	熊谷俊二君	土木都市建設部長	金子俊文君
入札検査室長	金谷正人君	会計管理者	桑原洋一君
農業委員会事務局長	末岡靖君	監査委員事務局長	藤本豊君
選挙管理委員会事務局長	福田直之君	消防長	牛丸正美君

教 育 部 長 原 田 知 昭 君 上 下 水 道 局 次 長 大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前 10 時 開会

○議長（行重 延昭君） ただいまから、平成 26 年第 2 回防府市議会定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

15 番、安村議員、16 番、吉村議員、御兩名にお願い申し上げます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から 7 月 16 日までの 22 日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 7 月 16 日までの 22 日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。

選任第 3 号防府市議会議会運営委員会委員の選任の報告について

○議長（行重 延昭君） 選任第 3 号について御報告申し上げます。

防府市議会委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、清水議員を新たに議会運営委員会委員に選任いたしましたので、御報告を申し上げます。

市長所信表明

○議長（行重 延昭君） これより市長の所信表明を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 平成26年第2回防府市議会定例会の開会に当たり、私の5期目となります、これからの新しい任期における市政運営の基本姿勢について、所信の一端を申し上げ、市議会議員各位並びに市民の皆様に御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

さて、私は、これまでの4期全ての選挙において目指すべき目標を掲げ、その都度、市民の皆様のとうとい御負託を受け、市政運営を行ってまいりました。このたびの5度目となります選挙におきましても、過去を振り返りつつ、新たな目標と政策を市民の皆様に訴えてまいりました。

思い起こせば16年前、不当要求に屈し、さまざまな形で市政が混乱する中、市民の皆様の御負託を受け、市長に就任をいたしました。就任後は、意気消沈した市役所職員の意識改革を図るとともに、やれることは何でもとの思いで、市政改革に着手し、市民の皆様の目線に立った、市民主役の市政の実現のためには、一刻も早く行財政改革を行わなければならないとの強い意思のもと、平成13年度行政改革を立ち上げ、市民の皆様の御理解と御協力のおかげで、今日まで4期16年間を働かせていただきました。改めて多くの皆様に心から感謝を申し上げる次第でございます。

これからの4年間は、初心を忘れることなく、一日、一日が任期と肝に銘じ、決意も新たに誇り高き防府のさらなる発展のために、改革は地方からという気概を持って、市民の皆様のために一生懸命働いてまいらる覚悟でございます。

去る5月に、大手メディアの報道で、平成の大合併について、その総括がされておりましたが、地域の文化と伝統を守り、潤いのある地方都市を形成していくことは、多くの市民の皆様が望まれるところであり、本市の場合、このことがいち早く着手した行財政改革の効果により、周辺他市にまさるとも劣らないインフラ等の整備が、市民の皆様の御要望に沿える形で進んできていることと相まって、このまま単独市政を貫いてほしいと、市民の皆様が強く望まれていると感じております。

このような市民の皆様の御意思と御期待を思うとき、「合併しない単独市政」をさらに進化させ、これからも「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と、真に思っただけのような防府市を確立していかなければならないと改めて痛切に感じているところであります。

我が国の経済は、第2次安倍政権発足以降、円高・デフレ脱却の経済対策により着実に回復しておりますが、地方の基礎自治体を取り巻く環境は、予想以上のスピードで進む少子高齢化による扶助費の膨張や地方交付税の減額、地価の下落等による税収減などにより、決して楽観を許さない厳しい状況が続いております。

このような中で、本市においては、先ほど申し上げましたように、平成13年度からの第3次行政改革において、市民の皆様のご理解と御協力のもと、民間でできることは民間でとの考えに基づき、効率的な行政運営に努めた結果、その効果が平成14年度から生まれ、今日では、市職員の数は約230名減少し、平成14年度から平成25年度までの12年間の累計効果額は、約140億円を超えるという、多大な財政効果を生み出すことができたところでございます。このことは、紛れもなく、転ばぬ先のつえとなり、揺るぎなき防府市制存続につながってまいります。平成28年に、市制施行80周年を迎え、22年先には100周年を迎える防府市の礎を築くためには、気を緩めることなく、聖域なき行財政改革を推し進めてまいらねばならないと考えております。

さて、私は、このたびの選挙において、安全で美しいふるさとをつくるという目標を掲げ、これまでの重点施策である環境、教育、観光に加え、子育て支援、高齢者・障害者福祉、活性化対策の充実を訴えてまいりました。

まず、環境につきましては、災害時に危険区域となる向島公民館や小野公民館の移築などを進めるとともに、人口動向や人口構成の変化などに伴う公共サービスに対する市民ニーズの変化を捉えつつ、限られた財源や資産をより有効活用していくため、公共施設やサービス提供のあり方について、市民の皆様と十分に話し合いながら、公共施設全体の最適化を目指して公共施設マネジメントを行い、老朽化した市役所庁舎の建て替えに向け、市民の皆様を含めた協議会を設置いたします。

教育につきましては、「学力のまち日本一」を目指すとともに、学校耐震化のスピードアップなどを図りつつ、土曜授業の月1回実施に向けて、教育委員会と一層の協議を進めてまいります。

観光につきましては、「山頭火ふるさと館」の建設に着手し、市民の憩いの場であります大平山山頂公園の充実を図ってまいりますとともに、来年放送開始のNHK大河ドラマ「花燃ゆ」により、防府市を訪れられるでありましょう多くの観光客の皆様をおもてなしするための準備を進め、このチャンスを逃すことなく、まちの活性化につなげてまいります。

子育て支援につきましては、現在実施しております就学前児童の医療費無料化を小学6年生まで拡充するとともに、夜間小児救急医療体制の確立を図ってまいります。また、女性の社会進出に伴い需要の増加が予測されます留守家庭児童学級の充実を図ってまいります。

高齢者・障害者福祉につきましては、御高齢の方の健康寿命延伸策として、外出支援のためのバス・タクシー利用助成の拡大を図るとともに、施設介護、在宅介護の充実を目指

してまいります。

最後に、活性化対策におきましては、民間所有の企業用地を活用した企業誘致を強力に推し進め、雇用の創出を図るとともに、所管団体や市民の皆様から御要望をいただいておりますサッカー専用グラウンドの建設に向け、協議会を設置するとともに、御要望の高い美術館の建設に向けた協議会も設置したいと考えております。

また、スポーツセンター野球場へのナイター設備の設置も検討してまいります。

以上、新たなスタートとなります5期目の市政運営につきまして、私の所信の一端を申し述べさせていただきましたが、日々変化するこの厳しい時代を乗り越えていくためには、足腰の強い自治体運営を行っていくことが不可欠であることは申すまでもございません。

市民の皆様のごとうとい御負託に応え、これからの新たな任期が22年後に迫った市制施行100周年に向けてのスタートの年となるよう、さらなる行財政改革を推進し、生まれた財源を市民福祉の一層の向上のために有効に活用し、冒頭にも申し上げましたが、市民の皆様が「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と、自信と誇りを持っていただける「安全で美しいふるさと」の創造のため、粉骨砕身働いてまいり所存でございます。

市議会議員各位並びに市民の皆様のご御理解と御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。私の所信表明とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの所信表明に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。したがって、この質問の要旨は、本日午後5時までに御提出いただきますようお願い申し上げます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 離島航路定期船「ニューのしま」の乗揚げ事故に伴う有限会社野島海運職員の懲戒処分について御報告を申し上げます。

まず、平成23年11月23日に発生いたしました「ニューのしま」の乗揚げ事故につきまして、本航路を御利用いただいている皆様をはじめ、関係者の皆様に多大な御迷惑をおかけいたしましたことに対し、改めて深くおわび申し上げます。

本年3月13日、国土交通省に特別の機関として設置されております海難審判所から、「ニューのしま」の乗揚げ事故に係る裁決の言い渡しがなされたところでございますが、言い渡しの日から30日間の当該裁決の取り消しの訴えの出訴期間を経て、有限会社野島海運の職員のうち、1人について、海技士の業務を1カ月停止するという処分が確定いた

しました。

有限会社野島海運におきましては、この海難審判所による裁決の結果を受け、4月30日付で、事故に関係した職員に対する懲戒処分を行ったところでございます。

私を含めまして、有限会社野島海運の役員及び職員一同は、事故を起こしたという事実を深く反省し、一丸となって安全運航に努めているところでございますが、利用される皆様の命をお預かりしているという責任の重さを改めて肝に銘じ、二度とこのような事故を起こすことのないよう、一層の安全管理と安全運航を徹底してまいります所存でございます。

続きまして、市県民税等に係る還付加算金の一部の未払いについて御報告申し上げます。

本件は、市県民税、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る還付加算金の一部に、未払いがあることが判明したものでございます。

このことは、確定申告等に伴う所得の変更、各種控除の追加等により、市県民税等が減額したことで、還付金が発生した場合に支払う還付加算金につきまして、還付加算金が発生する起算日について、法の解釈を誤っていたため、本来還付すべき還付加算金が過少となっていたものでございます。

これは、他の自治体で市県民税に係る還付加算金の一部に未払いがあるという事例が公表されたことを受け、本年2月に本市においても調査したところ、同様の事例があることが判明したものであり、3月以降は、正しく還付処理を行っております。

このたびの未払い分の還付加算金の支払い対象となりますのは、平成26年2月からさかのぼって、市県民税については5年、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料については2年の間に還付処理を行ったもので、該当となるものの合計は、件数が616件、人数が411人、金額が305万500円となっております。

調査により支払い対象となった還付加算金につきましては、6月4日付で対象の皆様におわびと還付についての御案内をし、還付の手続を進めているところでございます。

なお、このことにつきましては、市のホームページにも掲載いたしております。

このような事態となり、市民の皆様をはじめ、関係各位に多大な御迷惑をおかけしたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

今後は、関係法令等の確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。

以上、御報告申し上げ、行政報告を終わります。

○議長（行重 延昭君） ただいまの行政報告に対する質疑におきましても、所信表明と同様に一般質問に含めてお願いしたいと思います。したがいまして、この質問の要旨も、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願いを申し上げます。

総合交通体系調査特別委員会の中間報告

○議長（行重 延昭君） この際、総合交通体系調査特別委員会より、調査の過程について、中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。山田委員長。

〔総合交通体系調査特別委員長 山田 耕治君 登壇〕

○総合交通体系調査特別委員長（山田 耕治君） おはようございます。

去る4月25日に、総合交通体系調査特別委員会を開催しましたので、その概要について御報告申し上げます。

今回は、「新たな交通サービスの導入」及び「バス停の名称変更及び新設等」について、執行部から説明を受け、質疑等を行いました。

まず、新たな交通サービスの導入については、執行部から「本年2月から、小野・大道・富海各地区の一部地域において懇話会を開催し、新たな交通サービスの試験的な導入について、地元の皆様と協議を始めています」との説明がございました。

執行部の説明に対する主な質疑等を申し上げますと、「それぞれの地域で開催した最初の懇話会では、新たな交通サービスとして、デマンドタクシー、コミュニティタクシー、グループタクシーの3つの手法を説明したとのことだが、協議を重ねている富海の状況はどうなっているのか」との質疑に対して、「富海の1回目の懇話会では、デマンドタクシーに関心を持たれたことから、2回目の懇話会において運行ダイヤなどを示したデマンドタクシー導入（案）を提示し、踏み込んだ議論をいたしました。また、懇話会に出席の自治会役員の方から、対象地域にお住まいの方々にとってのデマンドタクシーの必要性を調査してほしいとの御意見がございましたので、デマンドタクシーの利用についてのアンケート調査を実施することとしています」との答弁がございました。

これに対して、「富海では、一步踏み込んだ地元協議に入っており、出席者からの意見を踏まえ、デマンドタクシーの利用モデルも示し、協議を重ねている点で、少し前進しているようにも思うが、デマンドタクシー導入に当たっては、利用者の利便性やタクシー事業者の運営の観点も考慮し、さらに検討を加えてほしい」との要望がございました。

また、「富海については、富海バス停またはJR富海駅まで行けば、乗り継ぎの路線バスも電車も便数が多いので利用されると思うが、小野では、最寄りのバス停からの便数が少なく、利用は見込めない。直接、JR防府駅まで行くシステムに変更するべきではないか。大道については、対象地域のほとんどの高齢者は、本人または家族の方の自家用車を利用されている状況では、新たな交通サービスを導入しても、その効果は疑問である。今後、アンケート調査を実施し、現状を詳細に把握するとよいと思う」との意見がございました。

さらには、「懇話会での協議の進捗を踏まえ、運行開始のめどについてどのように判断しているのか」との質疑に対して、「各地域の皆さんとの協議を重ね、できれば夏までには方向性を決めたいと考えています。今の段階では、運行開始の時期については、はっきりとしたことは言えませんが、順調に進めば、運行計画の策定、地域公共交通会議での計画の承認を経て、補正予算または翌年度の当初予算に委託料等を計上し、事業を進めていくこととなります」との答弁がございました。

なお、意見の中には、「事業の導入に際して、もう少しスピード感を持って対応してほしい」という意見もございました。

次に、「バス停の名称変更及び新設等」については、執行部から市内3カ所のバス停の名称を利用者にわかりやすい名称に変更したこと、向島に新たに停留所を設けたこと、市内のスーパーマーケット4店舗でサイクル・アンド・ライドを実施することなどが説明されました。

執行部の説明に対する主な質疑等を申し上げますと、「今後のサイクル・アンド・ライドの取り組みは」との質疑に対して、「利用者が見込め、バス停に近い店舗があれば、協力をお願いし、サイクル・アンド・ライドの促進に取り組んでまいります」との答弁がございました。

また、「以前、徳山工業高等専門学校が調査・研究し、作成した「生活交通需要マップ」を見ると、バス路線の沿線上にあるにもかかわらず、バス停から400メートル以上離れた地域、いわゆる交通不便地域が存在している。課題と受けとめて研究してほしい」との要望がございました。

以上が、4月25日に開催しました総合交通体系調査特別委員会の概要でございます。

以上をもちまして、総合交通体系調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの特別委員会の中間報告に対し、質疑を求めます。ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、総合交通体系調査特別委員会の中間報告を終わります。

議案第64号議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例 中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第64号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。12番、重川議員。

〔12番 重川 恭年君 登壇〕

○12番（重川 恭年君） 議案第64号議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、消費税率及び地方消費税率の変更のみに伴う変更契約については、議会に報告しないことができるよう所要の改正をするため、提案するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第64号につきましては、原案のとおり可決をされました。

推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（行重 延昭君） 推薦第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 推薦第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員のうち、上田淑江氏の任期が9月30日をもって満了となりますので、引き続き推薦いたすことにつきまして、人権擁護委員法の規定により、議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第1号については、これに同意することに決しました。

選任第1号防府市副市長の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第1号防府市副市長の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市副市長中村隆氏が、本年6月25日をもちまして、任期満了となりますので、引き続き副市長としてお願いするものでございます。

中村副市長には、平成22年6月以来、副市長として行財政改革の推進やまちづくり、災害復興等に御尽力をいただいております。学識、経験ともに豊富でございますので、副市長として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件につきましては、御本人が議場におられますので、しばらくの間、退席をお願いいたします。

〔副市長 中村 隆君 退席〕

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 今回の副市長の選任の案件についてでございますけれども、中村副市長は、今まで実は水道管理者、そしてこのたび現職の副市長から、また新たな任期中で副市長と。特別職を12年やるということになるんですけれども、今まで防府市史上の中でも、特別職をこうやって12年間やる方というのは、余りというか、ほとんどもうゼロに近いんじゃないかと思っておりますけれども、こういった選任になったという経緯と申しますか、市長の中でどういうふうなそういった経緯があったのか、その辺をちょっとお尋ねしたいなと思っております。

いいですかね。補足で。普通であれば、やはり今までは、大体新しい方になっておった

んですけれども、ずっと同じ人がやるということになったその辺の理由を知りたいということなんです。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど、壇上で申し上げたとおりでありまして、行財政改革の推進や、あるいはまちづくりにも精通しておられるし、災害復興にも御尽力をいただいた経験をお持ちでありますし、そういう総合的な判断の中で、学識、経験とも豊富であって、副市長として適任であると私は考えたところでございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 私が今言いたいのは、新しい任期になるには、やっぱり新しい血を入れていくといいますか、そういうのが大体どこの地方自治体でも行われておりません。

そういう流れの中で、別にそういった意味で言うわけじゃないんですけれども、同じ人がずっとやっていくというよりも、やはり一つ問題もあるんじゃないかなというような思いもありましてお尋ねしているんですけれども、そういう観点から、ほかにも新しい方はいらっしゃると思うんですよね。それでもなおかつ、三度、同じ方に特別職というふうになったその辺の動機を知りたいということございまして、そういう意味で聞いているわけじゃないわけです。ほかになかったのかなという、そういう当たられたりしなかったのかなというようなことでお尋ねしております。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ほかに人に当たったか、当たらなかったかについて、私は、この場では申し上げることはできないと、このように思っております。

おっしゃられたことなどは、当然、私も考慮の中で熟慮してきたところでございますが、過去に副市長を連続された例は、私の任期のときもございましたし、その前にもおありであったらと思うっております。

連続するということによる弊害と、そしてその方の持っておられる力量というものを、例えば現在の水道行政も管理者として、彼が行政改革の先頭に立って今日の確たる基盤を築いてきた御仁でもありますし、副市長につきましては、この4年間ではございますが、それなりの実績を残しておられると、こういうことでありますので、御質問の点も踏まえて総合的に判断をしたと、このように御理解をいただけたらと存じます。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 要望ですけれども、選任に当たりましては、やはり副市長というのは、行政がスムーズに正しく動くために、職員と市長の間を取り持ったりする、ま

さに潤滑油、調整役のような役目であると思います。

私も、何度も副市長に、市長とのいろんな提案とかもありまして、いろんな調整をお願いしたこともございますけれども、なかなか、初めは笑顔で受けていただけるんですけど、後で帰ってきたらちょっと渋い顔になっておりまして、かわいそうだなというような思いもしておりましたけれども、ぜひ市長もそうやって、副市長を買っていただいているのであれば、そういったまた提言もしっかり耳をもっとさらに傾けていただいて、人格に関することです。余り強くは申し上げませんが、たまに副市長の職務を超えたようなこともやられるようなこともちょっと聞いております。ぜひ慎重に副市長としての職務を全うするように、市長からもぜひ御提言をいただきたいと、要望いたします。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） 選任第1号防府市副市長の選任について、少しお尋ねをさせていただきますというふうに思います。

大体のことは、松村議員さんも言われたので、少し内容を聞かさせていただきましたが、行政改革という点で少し幅広く考えてみますと、先ほど出ました退職金の話も、やっぱり今後は考慮していかなければいけないことだろうというふうに思っております。

もちろん副市長に求められる資質や役所という組織のマネジメント能力というのを買われて、現在のポストにいらっしゃるとは思いますが、私は、マネジメントで一番大切なのは、人材育成というふうに思っております。

普通、企業では、例えばある管理職に就いた段階で、自分の後継者がある程度見極めて育てていくものだと私は感じています。もちろん副市長というポストは、市長が選任するわけですが、優秀な人材を選ばれてきたはずで、ですから副市長もマネジメントをしてきたはずだと思いますので、後継者の話を市長と一緒にされたのか、また市長は、当初副市長を依頼するに至って、後継者に対しての人材育成を望まなかったのか、この点を少し聞かせていただければというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 現在、中村副市長に対して後継者のと言われることは、中村副市長の後継者という意味でございましょうか。それは私は求めておりませんでした。

私が求めたのは、市役所職員の全体のスキルアップ、あるいは意識改革等々を、常に事務方のトップとして、対外的なことは自分がほとんど全部こなしていけるから、あなたのエネルギーは、内部においての充実強化にエネルギーを注いでいただきたいということをお願いいたしたところでございますし、今回も、いろいろと市役所内部の人材育成につい

て私のいろいろな思いを伝えもし、また対外的な面においても、いろんな面でより一層サポートしていただく局面が出てくるであろうと、このようなことも話をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） 副市長の後任ということは、考えていらっしやらなかった。私は、そうは言っても防府市のトップ——例えば失礼な言い方ですが、松浦市長が休養で公務ができないということになったときに、やはり副市長というのは、リーダーシップをとって、しっかりと防府市を市民の皆さんのために導いていかなければいけない重要なポストでございます。やはりここは、一番私は人材育成は必要などころではないかというふうに、個人の意見ですが、私は考えております。

その中で、先ほどもありましたけど、退職金を見直すべきというふうに私も言いましたけど、現職の今ここにいらっしやる部長さんクラスの方を、副市長というところでしっかり育成していく、人材育成していく、そうすれば、退職金にしても行政改革という意味で言えば、少しはメリットがあるんじゃないかというふうに思っているんですが、その点を1点だけお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ちょっと誤解があつてはいけませんので補足をしますが、中村さんに、後の人を探しておきなさいよ、鍛えておきなさいよというようなことは言っていないということでありまして、私自身が、先ほど松村議員の質問に答えておりますように、いろいろと思いをめぐらせていたことは当然のことであつて、これは、トップとして、いつ何時、どのようなときでも、逆もありますので、副市長が万が一、何かがあつたときには、どなたにその役をお願いできるかというようなことなども含めて、私の頭の中は、広角に動いているわけでありますから、その点は、どうぞ御懸念のないようお願いをしたいと思います。

それから、退職金の問題については、一度皆様方と、私はフランクにいろんな面で話をさせていただきたいと思っております。この議場でのやりとりだけではなくて、いわゆる全協のような場を設けて、かなりの誤解と、それからかなりの認識のずれがあるように感じております。

これは、皆さん方と一人ひとりそういう話をしたことはないんですけれども、全体から醸し出てくる雰囲気というものが何か違うんです。その何か違うことによって、退職金の問題については、報酬は全国でもほぼ例のない議会において、それを大幅に減ずるという

条例をこしらえておられる。このことが、特別職の報酬審等の御意見ともずれがありますし、それぞれのずれが生じてくる基本的な問題が、認識の違いというものがすごく大きいように思うんです。

私も民間の出身でありますし、議員も民間の出身でありますので、民間の感性、感覚というものも、私も、議員もよくわかっておられると思います。

同時に、官の世界における昭和30何年かにこういう制度ができて、特別職の報酬等については、審議会で審議をして、そこで答申を受けてやっていくという全国的なルールが確立されてきておりまして、その中には、選挙の前に自分は退職金は要らないよとか、あるいは半額にするよとか、3割減だよとかということに基づいてそうされているところはありますけれども、それ以外はちょっと見当たらないような感じがしているわけでありまして、この退職金の問題については、今ここで私の存念を述べるよりは、別な機会をぜひひつুক্তっていただいて、それは代表者会議でも構いませんし、もっと突っ込んだ議論をしていく中で、お考えをお互いに出し合っていく必要があるのかなど、こんなふうに感じております。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） この選任第1号については、反対をいたしたいと思っております。

先ほどからの質疑で若干ありましたが、水道管理者を丸4年ではありませんが、ほぼ1期、そして副市長をされて、現在今67歳という形であります。この任期が終わるころには71歳ということになるわけですが、市長が、果たしか71歳でなかったかと思っておりますが、そういう意味でいけば、市長を支える、あるいはそういうことでいけば、副市長は若返る必要があるのではないかと。若い市長であれば、それを老練の方が支えるということもあると思っておりますが、この点が一つであります。

そういう意味でいけば、先ほどから質疑があったように、そういったことが担えるような方もこの議場におるのではないかというふうに思います。

そしてまた、庁内から新しい方を登用すれば、行政改革という点でいけば、1,000万円を超える、職員の数が1人減るわけですから、今年度に限ってですけれども、

そういったものがあると思います。

それから2つ目に、市の職員は、地方自治法では補助機関——補助機関と言ったらわかりにくいので、補助職員というほうがわかりやすいかもしれませんが、言わば補助職員のトップとして、副市長は、一般職員のさまざまな意見なりを代表するような立場に立つべきであるというふうに私は考えておりますが、これまでのこの4年間、なかなかそうではないというふうに思うことが私はしばしばであります。ちょっと具体例は差し控えさせていただきます。こういった点。

それから3つ目は、十数人の議員がおる中で、ある議員が、副市長から会派を出て1人会派になったらという趣旨の話を受けたと。御本人は当然断ったという話をされましたが、こういうことがあれば、これは執行部が行政が議会に介入するようなことであり、こういうことがあるということであれば、これは許されないことだろうと思います。

そういった3点から、この選任については反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） この選任には反対したいと思います。

理由は、ただ一点、先ほど田中健次議員がおっしゃいましたが、ある会派の所属議員に対して、副市長がこの会派を離脱して1人会派になったらどうかという話をされた。これは、今も話にありましたように、行政による議会への不当な介入であり、分断工作と言ってもいいかもわかりません。

今、ここで繰り返すまでもありませんが、近代議会制民主主義の根本原則は、二元代表制、議会と首長のチェック・アンド・バランス、お互いに牽制し合って、道を誤らないようにというのが大原則です。その大原則も、しかし一般には、議会より首長の方が権限が強い。これは、例えば再議問題一つとっても、強い制度になっております。

そういう中で、首長側が、この議会を分断工作するというようなことは、決してあってはならない、許されないことだと思います。それを副市長がやられたと。私は、だから副市長個人の人格識見は別にして、そういう大原則を踏みにじるようなやり方をする人物には、副市長にはなってもらいたくないということで、これは反対したいと思います。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 選任第1号、賛成の側から討論を申し上げます。

我々は、市民のための市政を行っているわけで、その中で、今回市長が御当選されて、一番スムーズに物事が回していけるという人物を御自身で選ばれたということですから、何ら問題はないというふうに考えております。

以上で、賛成討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、反対の意見もございますので、起立による採決をいたします。

選任第1号について、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） よろしゅうございます。起立多数でございます。よって、選任第1号については、これに同意することに決しました。

〔副市長 中村 隆君 入場〕

挨拶

○議長（行重 延昭君） ここで、ただいま副市長に選任されました中村隆氏から、挨拶をしたい旨の申し出がございましたので、これを許可します。中村副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） ただいま御選任をいただいたということでございまして、感謝を申し上げたいというふうに思っております。

まずは、私の思いを述べさせていただきたいというふうに考えておりますが、市長が、今回の選挙におきまして、市民の多くの皆様にお約束をいたしましたことにつきまして、実現できますように努力をいたしたいと、そのように思っております。

また、行政改革、これは平成13年度から続けてきたわけでもございまして、多くのいわゆる行政効果、そういったものが出ております。

このたびは、行政経営改革ということで、名前を変えまして新たな出発をしたわけでもございまして、その中の取り組み項目の大きな柱の中に、私は、公共施設のマネジメントがあろうというふうに思っております。今年度あるいは来年度で、その基本方針を決める大事な時期でございますので、その検証につきましては、しっかりやってまいりたいというふうに考えております。

平成13年度に行政改革を始めまして、その前年の平成12年に地方分権一括法が施行されたわけでもございまして、それから第4次まで今進んでおりますが、この中におきましては、当初の自己決定、そして自己責任だとも言われております。

そして、第4次におきましては、提案をして、そしてその募集すると、規制改革あるいは権限移譲について、地方が手を挙げて、それを求めるというふうなことも言われているわけでもございまして、これを見ましても、やはり大きく地方の力量が問われる時代に前々からなっておりますし、さらに進む時代になっているというふうに考えております。

そのためには、職員の政策立案能力のさらなる向上、そして組織を挙げた少数精鋭によ

る効率的な迅速な行政執行、そして市民の皆様との参画と協働が、さらに必要になってくるというふうに、このように考えております。

市長も先ほど、所信表明の中で申しましたように、22年後に迫りました市制施行100周年に向けてのスタートの年となるよう、そして市民の皆様が「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」と自信を持っていただける、安全で美しいふるさとの創造のために、私どもも、市長を先頭に職員一丸となって邁進してまいりたいというふうに考えておりますので、議員の皆様におかれましても、どうぞ御支援、御協力を賜りますことをお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

終わります。（拍手）

選任第2号防府市教育委員会委員の選任について

○議長（行重 延昭君） 選任第2号を議題とします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第2号防府市教育委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、防府市教育委員会委員のうち清水智恵子委員の任期が7月19日をもって満了となりますので、引き続き委員としてお願いするものでございます。

清水委員には、平成22年7月以来、教育委員会委員として、本市教育行政の運営に御尽力をいただいております、教育委員として適任であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 2点ほどお聞きをいたしたいと思います。

1点目は、実は4年前に、清水委員を選出するに当たっては、最終本会議で選出をされるということがありました。なぜそうなったかということ、当初執行部が提案された方は、小・中学校の保護者ではなかったということで、議会の方が反発をして、執行部が議案を取り下げるということでありました。

それで、確認の意味でお聞きをしますが、この議案参考資料で見ると、既にPTAの役員はやめられているということの中で、小学校・中学校の保護者であるのかどうか、この点の確認をさせていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

清水委員におかれましては、現在3人のお子様がいらっしゃいまして、一番下が小学校6年生ということでございます。保護者ということで今回この議案の方に再任ということで出させていただきます。以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） それでは、2つ目の質問になりますけれども、4年前の議会の中で、保護者の代表を加えなさいというような、略して地教行法ですが、ただし書きで1人増やすことができるということでありまして、4年前のときに、ある議員が、それは現状の5人の中でやれる話ではないかと、新たに1人増やす必要はないではないかというようなことをその際に言われて、下関、宇部、周南、岩国は、5人であるというふうに4年前に言われておりますが、この辺について、そういう形で近い将来、委員さんが任期満了になるときに、委員定数を1人減じるというようなことは検討すべきではないかということをおっしゃっておりますが、この間、こういう点について検討したのかどうか、あるいは検討してどういうことになったのか、この辺について御答弁願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

22年の6月議会で、教育委員の定数につきまして御意見をいただきましたことは、重々承知しております。

今回の議案は、先ほど申しましたように教育委員に保護者の方ということでございますので、今回の選任につきましては、ちょっとこのことまでは考慮したわけではございません。

しかしながら、委員の任期満了時には、私ども教育委員会事務局、そして教育委員会、主には教育委員長、教育長ということになります。現在法のただし書きにより設定いたしました定数につきましては、協議・検討しているところでございます。

そのときの状況、事情等にも関係するわけですが、タイミングというか、非常にそうした機会が大切と考えております。そうした機会には、法の本則に戻すことも選択肢の一つであるというふうに認識をしているところでございまして、この考え方は、三者とも一致しているところでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 次に改選になる委員さんは、議案参考資料によりますと杉山教育長ということになりますので、このタイミングでは無理だろうと思っておりますけれども、

その次のタイミングであるとか、もうちょっと先のタイミングで、ぜひそういったことについて研究すべきではないかということをお願いして終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第2号につきましては、これに同意することに決しました。

挨拶

○議長（行重 延昭君） この際、教育委員会委員に選任されました清水智恵子氏の御挨拶を受けます。

〔教育委員会委員 清水智恵子君 登壇〕

○教育委員会委員（清水智恵子君） 皆様、おはようございます。

このたび防府市教育委員会再任の御承認を賜りました清水智恵子と申します。再び防府市の教育行政に携われたことに関しまして、心より感謝申し上げます。

これからも子どもを持つ保護者の目線で、家庭教育、学校教育、社会教育の重要性を鑑みながら、より一層の努力をしていく所存でございます。

今後とも皆様方には、御指導、御支援を賜りたくお願い申し上げまして、私の再任の挨拶とさせていただきます。

本日は、このような場を設けていただきましてありがとうございます。（拍手）

承認第2号専決処分の承認を求めることについて

○議長（行重 延昭君） 承認第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が、3月31日に公布されたことに伴い、本市の市税条例及び都市計画税条例も、これに準じて改正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございましたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

改正の内容につきましては、固定資産税等の課税標準の特例の見直しなどに伴う条文整備を行うものでございます。

御承認、よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第2号については、これを承認することに決しました。

報告第3号防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第3号防府市新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について、御説明申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、防府市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成しましたので、同法の規定に基づき御報告するものでございます。

この計画は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、本市全体の体

制を整備するなど、総合的な対策を講じるために策定したものでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） この内容については、ある程度、国・県から示されたものについてしておるわけですから、余り専門的知識もない私にとにかく言うことはないかもしれませんが、気になりますのは、いざこういうことがないに越したことはないわけですが、新型インフルエンザというふうな形で、この行動計画に示されていることを具体的に移すような段階になる場合、職員の体制がどの程度これに引っ張られるかということについて、少しちょっとお教え願いたいと思います。

と申し上げるのは、例えば平成21年の災害のときには、大変な災害でありましたけれども、しかし、それでも、ある意味では、防府市全体を見れば一部分ということでありました。大きな津波だとかいう災害についても、やはりかなりの職員の体制、通常業務がどこまでできるかというような体制になっていくような、そういうことになると思います。21年の災害のときでも、それなりに職員が、各職場から何人も引き抜かれるということでありました。

そういうことの中で、この行動計画の中で、当然段階的に職員が何人、1割引く——そういうふうに向けるということではしているんでしょうが、大ざっぱに言って、その辺について段階をおいて、それも計画ですから、そのとおりになるのかどうか。それでは人が足らんということになることもあり得るわけですが、そういった職員の体制について、どんなような感じでこの計画を読めばいいのか、ちょっとこの辺だけを御教示願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） この行動計画は、22年で初めてつくって、今回3回目でございます。その中で、実際に国・県の計画に沿ってつくっております。今、田中議員が言われたとおりでございます。

それで、先日の勉強会でも若干お話しいたしましたけれども、行動計画のみでは、実際の具体的な部分でまだ足りない部分があるだろうと。そういうことで、今言われた一番——3つほど言われましたが、その中で1つだけ言われたものを言いますと、発生の各段階における人材確保のため、職員の人材確保、職員の方も蔓延しますから、各課でどれだけ人間ができるか。そういうのを推測した上で、ここまで蔓延した場合には、この課の職員は半分まで災害の方に回ってくださいと、そういった業務継続計画書、これを今年度中につくっていくというふうにお答えしたと思います。

それとあわせて、予防接種マニュアル、それから要配慮者支援マニュアル、この3つについて、この計画をもとに具体策をつくってまいります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第3号を終わります。

報告第4号防府市土地開発公社の経営状況報告について

報告第5号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について

報告第7号公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について

報告第8号公益社団法人防府市農業公社の経営状況報告について

報告第9号公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターの経営状況報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第4号、報告第5号、及び報告第7号から報告第9号までの5議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第4号、報告第5号及び報告第7号から報告第9号までの5法人の経営状況報告について、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第4号防府市土地開発公社の経営状況報告についてでございますが、平成25年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業概要について御説明申し上げますと、公有用地につきましては、一般国道2号改築工事の用地先行取得に係る支払事務を実施いたしました。

次に、平成26年度の事業計画でございますが、平成25年度に続きまして、一般国道2号改築工事の用地先行取得に係る支払事務を実施します。また市から先行取得の要請がありましたら、随時対応する予定でございます。

続きまして、報告第5号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告についてでございますが、平成25年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

各施設及び事業について概要を御説明申し上げますと、引き続き指定管理者として指定を受けた愛光園、大平園、なかよし園、わかくさ園及び身体障害者福祉センターについて、それぞれの施設機能を活用した施設運営に努めてまいりました。

愛光園では、在宅の障害者を対象に、自立と社会への適応性を高めることを目標に掲げ、

個々の主体性を考慮し、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型及び生活介護事業を行いました。

大平園では、入所によって更生に必要な支援を行う施設入所支援事業、生活介護事業、短期入所事業及び日中一時支援事業を実施するとともに、いわゆる障害者虐待防止法の施行を踏まえ、利用者の人権擁護に関して、内部研修を重ねるなど、職員への周知を図りました。

身体障害者福祉センターでは、地域活動支援センターとして、在宅障害者の更生相談や機能回復訓練、スポーツ訓練、教育講座、レクリエーションなどを継続的、計画的に行い、社会生活への適応性を高めることにより、障害者の自立や社会参加の促進につながるよう努めてまいりました。また障害者全般の相談窓口として、障害者生活支援センターにおいて、助言や支援を実施いたしました。

なかよし園では、児童福祉法に基づき、児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を実施し、心身障害児に対し、通園により集団生活に適應できるよう、個別の年間目標に沿って機能回復訓練、その他必要な支援を行ってまいりました。

わかくさ園では、地域における心身障害者の生きがいの拠点として、在宅障害者の一人ひとりの個性に応じた支援を行ってまいりました。

ホームヘルプサービス事業では、日常生活を営む上で支障のあるお年寄りや心身障害者のため、家事援助や身体介護等を行ってまいりました。

地域包括支援センター事業では、市の委託を受け、防府東地域包括支援センターとして、天神一丁目に事業所を設置し、担当地域である松崎地域、牟礼地域及び富海地域の高齢者の介護予防プランの作成や総合相談、権利擁護等の事業を行ってまいりました。

平成26年度の事業計画につきましては、各施設、各事業の持つ目的及び機能を十分に考慮し、なお一層、積極的に障害者福祉事業を推進し、効果的な施設の運営に努めてまいります。

次に、報告第7号公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告についてでございますが、平成25年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業内容につきましては、指定管理者として指定を受けた防府市公会堂、防府市地域交流センター、防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリーの4施設について、それぞれの機能に応じた管理運営業務を適正に実施するとともに、設立の趣旨に沿った文化事業及び科学事業を企画、実施いたしました。

平成26年度事業計画につきましては、さきの4施設について、指定管理者として施設

の安全管理の徹底と経費節減、サービスの向上に努め、利用の促進を図るとともに、自主事業を充実させ、施設の機能に応じた事業を展開いたします。

事業内容といたしましては、防府市公会堂及び防府市地域交流センターにおきましては、鑑賞事業、育成・普及事業及び発表・支援事業の三本柱による文化芸術事業の推進を図り、防府市青少年科学館におきましては、科学事業及び視聴覚ライブラリー事業の推進を図ることにより、市民一人ひとりが、文化の心を育み、文化を創造し、文化を享受することができる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、報告第8号公益社団法人防府市農業公社の経営状況報告についてでございますが、平成25年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

事業の内容につきましては、農作業受委託事業では、無人ヘリコプターによる病害虫防除作業の実施をはじめ、各種受委託事業の推進に努めてまいりました。

地域農業の担い手の育成に関する事業では、防府市農作業受託者協議会の活動の支援を行うとともに、無人ヘリコプターのオペレーターの育成を図るため、教習施設において知識と操作技能を修得させるとともに、フライト講習を実施いたしました。

地域住民との「農」の交流事業では、ミニ農園利用者の栽培状況について、巡回指導を実施するとともに、家庭菜園講習会を開催いたしました。

平成26年度事業計画でございますが、防府市農業公社は、本年4月1日から公益社団法人へ移行し、農地の保全を図ることを目的とした公益目的事業と管理受託の収益事業を行うことにより、本市の農業の発展と環境の保全による市民生活の向上に資するための事業を行ってまいります。

特に、公益目的事業につきましては、無人ヘリコプターによる病害虫防除作業等の受託事業の推進を図り、受託規模の一層の拡大に努めてまいります。

また、ミニ農園利用者の栽培状況について巡回指導を行うとともに、野菜づくりや花づくりの講習会を開催し、栽培技術の向上を図ってまいります。

続きまして、報告第9号公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターの経営状況報告についてでございますが、平成25年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業の内容につきましては、当センターにおいて、山口・防府地域の産業の振興支援機関として、山口・防府地域の中小企業における新商品開発支援、地場製品の販路開拓、各種展示会等への出展支援等を実施いたしました。

平成26年度の事業計画でございますが、引き続き、山口・防府地域の産業の振興支援機関として、地元商工団体・企業・組合と連携して、地域中小企業の活動を継続的に支援するための各事業に取り組んでまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず報告第4号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第4号を終わります。

次に報告第5号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第5号を終わります。

次に報告第7号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第7号を終わります。

次に、報告第8号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第8号を終わります。

次に報告第9号に対する質疑を求めます。22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） 報告第9号公益財団法人山口・防府地域工芸・地場産業振興センターの経営状況報告について質問をいたします。

ページは、6—2ですが、6—2の第3項に、首都圏等の大消費地区及び全国での販路開拓というところで、この目的は、第1行目の途中に書いてありますが、現在の中小企業を取り巻く経営環境では、大消費地における販路開拓活動は困難である。そのために、地場産業振興センターが主幹として、首都圏をはじめ、全国各地から仕入れ販売担当者が集まる大規模展示会「FOODEX JAPAN2014」へ出展し、各製品をPRしたと。

実は、この展示会に、防府市からは、そこに書いてありますように、1社しか出ておりません。これは、一昨年の展示会におきましても、同じ会社が1社だけ出ておりました。この会社の社長いわく、「十分なスペースはとっておりますけれども、私のところの1社しか出ておりません」ということでした。

そこで質問ですけれども、この市内の業者に対する、いわゆるこういった展示会に対する周知はきちんとできているのかということと、彼らに対する指導は、そこでぜひやってくれ、やった方がいいんじゃないかというふうな指導はしてこられたかどうか、その2点

について御質問いたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、お答えします。

今、議員がおっしゃったとおり、25年度は、ここに書いてあります光浦醸造1社でした。

ただ、24年度は、実は3社ほど出ております。これにつきましては、防府・山口・美祢地域の地場産業者に対して、FOODEXの方へ出展できるかどうかということで、はがきで照会をしております。結果的にできる業者が、24年度は3社、ことし25年度は1社ということで、参加者が少なかったという状況でございます。

あともう一点の質問をちょっと。（発言する者あり）

ですから、今その指導といいますか、今申しましたように、できるかできないかの照会をしているだけでありまして、ぜひ出なさいよという指導はしておりません。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） 指導というのは、市内、何社ぐらいに対して指導しているんですか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） だから、指導は、はがきで出られますかという照会をしているだけであって、ぜひ出なさいよという話はしておりません。出られるところだけ出ていただいているということです。

はがきにつきましては、防府・山口・美祢のそれぞれの地場産業者、ちょっと数は把握していませんけど、地場産業者に対して出しております。

○議長（行重 延昭君） 安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） せっかくの機会ですので、十分なスペースもあるということです。これは、実に2,800社が出ているんですよ。しかも、人間は7万5,000人も来るんですよ。そんなところでどうして出ささないんですか。そういった指導をきちんとしなきゃいけないんじゃないかというふうに思います。

それで、私は、出展する前にこういう展示会にぜひ見学させてほしいと思うんですよ。ですから市が指導して、希望者を募って、こんな展覧会があるのでぜひ見学しようじゃないかというふうな提案をされたらいかがでしょうか。どう思われますか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 全国規模のフェアですので、ぜひ出展することがいいんですけど、その前に今、見学をしたらどうかという御意見でしたので、デザインプラザ

と話をし、見学をするような形で調整をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 22番、安藤議員。

○22番（安藤 二郎君） ぜひ実現させてほしいと思います。

この光浦さんの欄に、次のページの内容というところに出ていますけれども、これの一番右側に、フロートレモンティーというのがある。フロートレモンティーというのは、乾燥させたもののレモンティーを売っている。それをこの間、工場に行きますとこれが山となっているんですよ。

そもそも、しょうゆ、みそをやっていたところが、どうしてレモンティーをやるか。それはそこから知恵を得ているわけですよ。こういうこともあり得るわけなんで、ぜひいろんな防府市内の業者に対して、こういう展覧会のあることを皆さんと一緒に勉強してほしいと思います。よろしくお願いします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第9号を終わります。

報告第6号一般財団法人防府水道センターの経営状況報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第6号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第6号一般財団法人防府水道センターの経営状況報告について、御説明を申し上げます。

まず、平成25年度の決算についてでございますが、お手元の事業報告書及び財務諸表等にお示しをいたしておりでございます。

事業の内容につきましては、給配水管の修理業務をはじめ、水道メーターの取替業務、配水管布設管理業務など、水道事業にとって不可欠な業務を遂行し、市民サービスの向上に努めてまいりました。

次に、平成26年度の事業計画についてでございますが、本年度におきましても、法人の目的であります水道事業の円滑な運営に協力し、防府市民のライフラインであります給配水管の維持管理業務を中心に、市民生活に密着した事業を行ってまいりたいと考えております。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

今後とも防府水道センターの運営につきましてよろしく御支援のほど、お願いを申し上げます。

げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第6号を終わります。

報告第10号平成25年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第11号平成25年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第12号平成25年度防府市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告
について

報告第13号平成25年度防府市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第10号から報告第13号までの4議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第10号から報告第13号までの平成25年度の継続費繰越計算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書の報告について、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第10号平成25年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告についてでございますが、平成25年9月の市議会定例会で、継続費の設定について御承認をいただきました、右田留守家庭児童学級建設事業ほか4事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり、繰り越したものでございます。

次に、報告第11号平成25年度防府市一般会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本年3月の市議会定例会で予算の繰り越しについて、御承認をいただきましたコミュニティ放送設備整備補助事業ほか23事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

次に、報告第12号平成25年度防府市介護保険事業特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本年3月の市議会定例会で予算の繰り越しについて御承認をいただきました介護保険システム改修事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり繰り越したものでございます。

次に、報告第13号平成25年度防府市一般会計の事故繰越し繰越計算書の報告についてでございますが、林業施設災害復旧事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりますとおり、繰り越したものでございます。

これもちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第10号の質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第10号を終わります。

次に、報告第11号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第11号を終わります。

次に、報告第12号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第12号を終わります。

次に、報告第13号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第13号を終わります。

報告第14号平成25年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第15号平成25年度防府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第16号平成25年度防府市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

○議長（行重 延昭君） 次に、報告第14号から報告第16号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第14号、報告第15号及び報告第16号について、一括して御説明申し上げます。

報告第14号平成25年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告及び報告第15号平成25年度防府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成25年度予算に定めた建設改良費のうち、防府市水道事業会計予算では、施設改良事業について、公共下水道事業会計予算では、管渠施設整備事業、ポンプ場施設整備事業について、お手元の繰越計算書でお示しいたしておりますとおり、繰り越したものでございます。

次に、報告第16号平成25年度防府市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告に

つきましては、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき、平成25年度予算に定めた建設改良事業に要する経費のうち、継続費に係る繰越額の使用に関する計画について、報告いたすものでございます。

内容につきましては、平成25年度から26年度までの2カ年継続事業として施行する中関中継ポンプ場建設工事、第2期工事ですが、これに係る経費についてお示しをいたしておりますとおり、次年度に通次繰越とするものでございます。

これをもちまして報告とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第14号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第14号を終わります。

次に、報告第15号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第15号を終わります。

次に、報告第16号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第16号を終わります。

報告第17号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第17号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第17号専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、防府市営住宅の明渡等請求に関する訴えの提起について、専決処分したものでございます。

専決処分の内容でございますが、お手元にお示ししておりますとおり、本市の再三の催告にもかかわらず、家賃を納付しない入居者について、本年6月6日に山口地方裁判所へ市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払いを求める訴えを提起したものでございます。

市営住宅の家賃の収納につきましては、平素から努力いたしているところでございますが、今後、より一層適正な管理に努め、完納を目指してまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

なお、昨年12月の市議会定例会で御報告いたしました、訴えの提起2件につきまして

は、本市の勝訴判決となりましたことを御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 少し質問をさせていただきます。

この被告の方が2名いらっしゃいます。一方の方は山口市となっております。一方の方は防府市ということで、支払等の名は、山口市の住所の方のほうになっておりますが、これはどういうことなのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。ただいまのお尋ねについて御説明申し上げます。

契約者が中野美月様、今、山口市に住居されておりますが、入居された後、山口市へ現在転居されている状況でございます。

あわせて松本洋子というのが、これは契約者の母でございます。これが現状まだ私どもの市営住宅の中で生活をされているという状況でございます。2名を連名ということで提訴をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） この今、山口市の方が中野さんですか、名前を出していいですか。契約されているということで、今この実態でいくと、恐らく滞納されなかったら、山口市のままでということで見過ごしてしまうといいますか、このまま入居されるという形になると思うんですが、その点はいかがですか。

滞納されて初めて、山口市に転居されたということが判明したということですか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） この案件につきましては、この案件も含めまして、家賃を滞納されている方には、適宜私どもの方から家賃の支払いを催促いたしております。

この該当案件につきましても、定期的に再三電話、あるいは訪問等で、文書送付も含めまして継続して支払いを求めておりましたので、その中で転居の事実がわかったというような状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 転居されれば、当然もう市営住宅から退居していただくというのが私は通常だと思っておりますけど、先ほど市長も言われました適正な管理に努めているということですが、このようなケースは、まだほかにも私は耳にしたことがあります。

通常、このような市営住宅の入居者に対しての定期的な実態調査、またそういう不正と申しますか、こういう防止は、どのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 市営住宅へ入居されている方の支払いが滞った場合ということですが、滞った事実があれば、適宜、先ほど申し上げましたように、電話で催促、または本人訪問ということをとっているんですが……（発言する者あり）

すみません。入居されているはずの方が、既に転居されている事実があるかということでございましょうか。（「確かに住んでいるのに、元の市営住宅を長期に渡ってホテルとして使うようなこと」と呼ぶ者あり）すみません。今そういった状況については、ちょっと私も確認をいたしております。後ほど確認ができましたら、また。（「徹底的に調べるかということ」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（行重 延昭君） 三原議員、質問の要旨をもう一度お願いします。

○10番（三原 昭治君） こういういわゆる不正的なものを防ぐために、きちんとした定期的な実態調査や防止策は、どのようにされていますかというお尋ねです。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） すみません。お答えがかみ合わなくて大変申しわけなかったと思っております。

先ほどの説明の続きに戻りますが、入居者の不払いが生じたときには、そういった調査は当然行っておりますので、今の御質問に対しましては、そういったことのないよう、これからも一層徹底して……（発言する者あり）すみません。そのようなことがないよう努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第17号を終わります。

報告第18号専決処分の報告について

報告第19号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第18号及び報告第19号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第18号及び報告第19号の専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

本案は、いずれも議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

まず、報告第18号の事故の概要でございますが、平成26年3月19日、午後4時ごろ、相手方が、玉祖小学校の敷地内に設置されているグレーチングの上を車両で通過した際、車重ではね上がったグレーチングが、車両に接触し、相手方の車両を損傷させたものでございます。

車両の修理も終了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

次に報告第19号の事故の概要でございますが、平成26年4月16日、午後0時30分ごろ、防府市公会堂西側駐車場において、相手方が車両を駐車しようとした際、車どめから突出していたボルトに接触し、相手方の車両を損傷させたものでございます。

車両の修理も終了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

これらの事故の原因となった箇所につきましては、直ちに修繕を行い、再発防止のため点検を実施したところでございます。今後も施設の安全管理を一層徹底し、再発防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第18号及び報告第19号を終わります。

報告第20号専決処分の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第20号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第20号専決処分の報告について、御説明を申し上げます。

本案は、議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

事故の概要でございますが、平成26年4月15日、午前9時23分ごろ、道路課の臨時職員が、公務のため車両で山口市道、道ノ上大道線を北に進行中、国道2号との交差点

に進入した際、国道2号を防府市方面に進行していた相手方の車両と接触し、双方の車両が損傷したものでございます。

このたび、車両の修理が終了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

なお、職員の交通事故防止につきましては、所管部局を通じて、平素から徹底を図っておりますが、今後、一層安全運転に努めるよう指導し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第20号を終わります。

報告第21号契約の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第21号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第21号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、戸籍総合システム賃貸借契約のほか4契約につきまして御報告申し上げます。

御報告いたします契約は、お手元にお示ししておりますとおりでございますが、まず戸籍総合システムにつきましては、現在使用しておりますサーバーやコンピュータ等が法定耐用年数の5年を経過することから、新しい機器に更新するものでございます。

既存データの移行に要する費用やサポートの技術等を考慮した結果、現在使用しているシステムの製造者である富士ゼロックスシステムサービス株式会社と契約を締結したものでございます。

次に、一般廃棄物収集運搬業務委託契約のうち、5コース及び6コースの2契約につきましては、それぞれ指名競争入札を行いましたが、いずれも落札者がございませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、それぞれの入札において、最低価格で申し込みのあった事業者と随意契約による契約を締結したものでございます。

また、4コースの契約につきましては、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合

理化に関する特別措置法、いわゆる合特法によるものでございますが、同法に基づき策定し、県知事の承認を受けております防府市合理化事業計画により、本市の下水道の整備等により減少してきております、し尿収集運搬業務に携わり、その影響を受ける市内のし尿処理業者を支援するため、当該計画において、その措置の対象としております事業者と契約を締結したものでございます。

そのほか、防府市指定ごみ袋の製作業務委託契約につきましては、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 今の議案に対しまして、前段の2件については、入札による落札ということと、最後が合特による契約ということでございます。

合特法で、実際今、下水が普及して、どんどんこういった昔のくみ取り業者の仕事がなくなって、合特法によって、こういった財政安定のための諸施策というのを各市でとられています。

実は、最近ちょっと耳にいたしましたけれども、実は、今、合併処理浄化槽等の値段が急激に上がっているということを聞きまして、それはなぜかというのは、結局市の方のこの合特法に対する対応が、実際その辺のバランスはどうなのか。そうじゃないから結局値上げが行われている。

その値上げに対しては、市の方も了承しないとできないことになっているはずなんですけれども、そういった形で、市民の生活が窮するという形になっているというふうなことも耳にしたものですから、実際これはこれで合特法でこれでやられているのはいいんですけど、実際これで経営のバランスとしてきちっととれているのか、その辺についての御見解をちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。

今、議員の御質問に対してでございますが、今、合特法に基づいて支援事業として、この収集運搬の業務を委託しておるわけでございますが、この金額等につきましては、該当の業者さんと経営等につきまして、深く詳細にわたって調整しながら、私どもが支援できる部分について、最大限の私どもも努力をさせていただいているとは思っております。

その中で、この金額でその業者さんも同意をいただいて、今回こういった契約をいただいたものだというふうに考えておりますので、これは、私どもだけで考えたものでないというところにつきましては、御理解をいただければと思います。（「それで何か、要は、

値段が上がったものと対応がとれているのかということ」と呼ぶ者あり)

今、議員がおっしゃいましたように、確かにし尿の収集量は減っております。これに対して、業者さんの方も大変な努力をしていただいているわけですが、そういったものも含めて、今回の私どもの支援事業の中で、その辺も大変検討をさせていただいているというところがございます。

今回、し尿のくみ取りの料金も、値上げといたしますか、計算の方法を変えさせていただいたわけですが、これにつきましても、業者さんの方の考えも取り入れてこういった形をさせていただいております。そのようなところで、今業者さんの方にも御理解をいただいていると思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） そういうことであれば、そういう値上げが余り行われないうじゃないかなと思うわけですが、結局、市民に負担が返ってきているわけですから、この辺を緩和できるような措置、これはもう山口とか宇部とか周南の方でもとられております。詳しく申すと、時間がすごくかかりますので言いませんけれども、部長はよく御存じだと思いますし、私も以前、少しお話をさせていただいたこともあると思いますが、そういった対応もちょっと考えていただかないと、今のそういった、周りに、遠隔地に住まわれている方、まだ普及されていないところは、結構な負担になっているという、もう状態を聞いておりますので、もう少しちょっと、いま一歩進めて検討していただきたいと、要望しておきます。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 報告第21号の中の一般廃棄物収集運搬業務のところ、今御説明がありました5コース、6コース、4コースということ、今回、委託契約を結ぶということですが、この件については、3月議会でも説明があったところだとは思いますが、確認の意味でお伺いしたいんですが、可燃ごみ収集について、今回4コース、5コース、6コースということで、4コースについては合特法という関係でということでしたけれども、これは、要するにコースは何コースあったんだっけなと思ひまして、10コースだったのか、その辺がちょっとろ覚えで申しわけないんですが、そのうち、言わばこのように直営でそうした可燃ごみ収集のコースも残っているんじゃないかなと思ひますよ。

ですから、例えば1コースから10コースのコースが組みまれていますね。その直営で残るコースについて、どういったコースが残るのか。それと、その収集業務に携わるその車

両ですね。車両何台が可燃ごみ収集に必要——例えば15台あって、業者への委託については、そのうち何台含むのか、その辺について確認の意味でお伺いします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。

今、議員からの御質問でまいりますと、コースというのが、現在クリーンセンターで、可燃ごみだけに対して、毎日16車のパッカー車——軽のダンプも含まれるんですが、収集車は16台を動かしております。ですから、基本的には16コースあるという形にはなりません。

その16台のうち、今回、今御報告させていただきました契約も含めると、6車、6台分を委託に出しておるとい状況になっております。これでよろしゅうございますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 1コースから16コース存在すると。このたび、この4コース、5コース、6コースについて委託契約を結んだということですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

26年度で、要するに業者委託に出している分も含めて、今までもコース的にはあったんだろうと思うんですけども、今回は3コースですから、6台分ということで、3コースぐらい委託しているということですが、全世帯のその委託率というのは、どのぐらいにもうなってきたのか。

それと、これは、委託契約ということで、平成26年度から30年度、5年ということであれなんですけど、実際に可燃ごみの収集業務において、全て業者委託とする方向にあるのだらうと思うんですけど、業者委託が全てこの可燃ごみ収集になる年度というものは、どの辺を見据えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） お答えさせていただきます。

委託率といいますか、割合といいますのが、今、可燃ごみで申しますと、先ほど言いましたように、16台を動かしている中の6台を委託しておりますので、大体4割弱が、委託率と言えば委託率になるのかなというふうに考えておりますが、今議員おっしゃいますように、今クリーンセンターにおきましては、退職者不補充ということを原則にしておりますので、職員が減少しております。

その中で、かわりにといいますか、そのかわりに業者、民間委託のほうをどんどん進めておるわけでございますが、これは、将来的な話になりますと、じゃあ全ての業務を全部

民間委託にするのかどうかというのが、はっきり申しますと、今現在できちんと決まっているわけではございません。ただ、私どもが考えておりますのは、半分といいますか、事業の半分程度までは、何とか民間委託を進めることができるのではないだろうかというふうな、ある程度の方針は持っております。

と申しますのは、やはり災害等がございましたときのためには、完全な民間委託でいいのかどうか。どうしてもやっぱり直営といいますか、職員が直接携わらなければならない部分というのもあるのではないだろうか。そういったものもございまして、その辺のきちんとした方針につきましては、この今の事業の割合でいきますと、半分程度、民間委託が進むまでには、きちんとした方針をつくっていききたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 16コースと、そのもとは16台、軽もあるということですので、やはりコースでも、長いコースもあれば、どういうんでしょう、量といいましょうかね、それもコースによっては違うということだろうと思うんですよ。

ただ、単にコースの割合で4割と申され、大体そうなるんかもしれませんけれど、大体委託割合が率がどのぐらいなのかということも、明確なことも含めておいてもらいたいなと。

こういう形をとると、そのコースで契約をしますので、当然ローテーションができません。要するにAコースが直営であれば、もうずっとAコースは直営、Bコースは委託業者がBコースをやるというふうになってしまうわけですよ。

そうしたことも含めて、そのコースのローテーションということも、変更ができることも考えていかないといけないんじゃないか。もともとは、こういったことに流れが出たのも、不燃ごみについては、今まで業者委託で資源の再生というか、そうした推進をしていくということが目的で、これが業者から直営ということで、全て不燃ごみについてはなりましたので、その辺のバランスをとられてのことだろうと思うんですけども、そういったことも、今後、今言ったようなことも検討をしていただけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で報告第21号を終わります。

審査の途中でございますが、正午を過ぎましたので、ここで13時まで休憩といたします。

午後 0 時 4 分 休憩

午後 1 時 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

報告第 2 2 号変更契約の報告について

○議長（行重 延昭君） 報告第 2 2 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第 2 2 号変更契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 4 年 6 月の市議会定例会において報告いたしました地域包括支援センター業務委託契約の変更契約につきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告をいたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおり、平成 2 4 年 3 月 2 7 日に社会福祉法人博愛会と締結いたしました地域包括支援センターの業務委託契約について、契約金額の変更をしたものでございます。

これをもちまして、報告にかえさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 以上で、報告第 2 2 号を終わります。

議案第 4 8 号市道路線の認定及び変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第 4 8 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 4 8 号市道路線の認定及び変更について御説明申し上げます。

本案は、塚原 2 号線ほか 3 7 路線の認定、及び高井 5 号線ほか 3 路線の変更をお願いするものでございます。

内容といたしましては、帰属道路及び開発道路に関する 3 8 路線の認定、並びに終点変更及び経過地の編入による 4 路線の変更でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第48号については、原案のとおり可決されました。

議案第49号財産の取得について

○議長（行重 延昭君） 議案第49号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第49号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、防府競輪場において、入場者へのサービス向上を図るため、新たに自動発売払戻機を取得しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元にお示ししておりますとおりでございますが、従来から防府競輪場に導入しております投票・払い戻しの機器は、日本トーター株式会社製のもののみでありますことから、今回も同社と随意契約による契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第49号については、原案のとおり可決されました。

議案第50号工事請負契約の一部変更について

議案第51号工事請負契約の一部変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第50号及び議案第51号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第50号及び議案第51号の工事請負契約の一部変更について一括して御説明申し上げます。

本2議案は、本年2月の市議会定例会で議決を得て、契約を締結し、施工しております防府市立右田小学校校舎改築（建築主体）工事及び防府市立桑山中学校校舎改築（建築主体）1期工事の請負契約の一部変更についてお諮りするものでございます。

内容につきましては、平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置により、受注者から請負代金の額の変更の協議の請求がございましたので、それぞれの工事において、新たな公共工事設計労務単価により積算した請負金額に変更するため、変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号及び議案第51号の2議案については、原案のとおり可決されました。

議案第52号防府市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

○議長（行重 延昭君） 議案第52号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第52号防府市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の規定に基づき、職員の公務と家庭生活との両立を支援すること、及び中長期的な視点から、公務への貢献が期待できる人材を確保することを目的として、職員が職員としての身分を保有しつつ、外国での勤務等により外国に滞在する配偶者と生活をともにするための休業制度を導入するため、条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示ししているとおりでございますが、配偶者同行休業の期間、対象となる職員の配偶者の外国滞在事由の内容等を定めるとともに、配偶者同行休業をする職員の給与及び退職手当の取り扱いについての特例等について定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第52号につきましては、総務委員会に付託と決しました。

議案第53号防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第53号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第53号防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例中改正について、御説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、任命権者が市長に対し、報告しなければならないこととされている人事行政の運営等の状況について、報告すべき事項に、職員の休業の状況を加えるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） こういう形で、人事行政の運営等の状況の公表で、職員の休業の状況ということを出されるということは、つまり職員の休業というものが、かつてとは違って、かなり日本全国というのか、そういう形の中で多くなっている。

行政改革の中で人が減らされて、メンタルヘルスの問題で、そういったものが全国的に問題になっているとこういうことで、こういう職員の休業の状況を報告しましょうと、その辺のところで一応公表してチェックもしていきましょうと、こういう趣旨ではないかと思うんですが、ちょっとその辺について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 今まで防府市の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づきまして、公表をいろいろしているわけですがけれども、その中に、今までも育児休業は公表の対象となっておりました。

今回、これをこういう形で国の方が加えてきたというのは、3月議会に出しました、いわゆるJICAとか、そういう形での海外赴任、それから今回、この前の議案でお願いいたしました配偶者の同行条例、これらに基づく休業について公表の対象とするという趣旨で、今回の改正がなされたというふうに思っております。そういうことでございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） そうなりますと、この職員の休業の状況は、そういった育児休業は例えば何人、そういったJICAだとか海外に行く者は何人、それからあるいは純然たる病気だとか、そういったものはまたそれで何人と、こういう形で出るわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） これまで公表している状況を申し上げますと、これは、平成25年に公表した分ですがけれども、育児休業、介護休暇、それから年次有給休暇という

形で報告をしております。

今回は、ですからこれに加えて、同行休業、それからちょっと表現があれですけど、JICA等に、いわゆる海外協力隊等の、大学の就学も含みますけれども、そういうものが何件という形で分けて出すようになるとは思っております。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） そういいますと、いわゆる病氣的なものでの休業は、これには報告されないということになるわけですかね。今それはなかったんですが、それはたまたまないのか、それともそういう事例がないからなのか、あるいは報告をしないということになっているのか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） すみません。言葉が足りなくて申しわけありません。防府市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例というのがございまして、この条例に規定されているものには、今議員がおっしゃっているような病気による休業というものは、療養休暇という休暇という形になると思うんですけども、そういうものは含まれておりませんので、公表はいたしません。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

議案第54号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第54号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第54号非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する

る条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、「心身障害児適正就学指導委員会」を「教育支援委員会」と名称を変更することにあわせ、非常勤職員である委員の名称の変更を行おうとするものでございます。

この名称の変更につきましては、障害のある児童・生徒に対する、早期からの一貫した支援についての文部科学省の通知に基づくものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） これは、別表の中の「心身障害児適正就学指導委員」を「教育支援委員」に改めるという形の簡単なものでありますので、どのような形でこういうふうになるのかということが、ややちょっと不明確なような形をいたしますが、いわゆる障害児に対する教育のあり方については、前からかなり議論がありまして、インクルーシブ教育というふうな形で幅広く包括的に受け入れてということが言われておりました。

そういうことの中で、今回、こういう形で変更されるということでもありますので、当然、名前が変われば、この委員会のあり方も多少変わってくるのではないかとこういうふうに思いますので、その辺の趣旨について、文科省の通知もひっくり返して、どういうふうになっていくのかということをちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

まず、先ほど議員の方からもありましたインクルーシブ教育のシステムの構築のための特別支援教育の推進という、中央教育審議会初等中等教育分科会報告というものが出されておまして、この中に提言等を踏まえた上での学校教育法の施行令が一部改正されたところでございます。

その中には、早期からの教育相談・支援のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、教育支援委員会といった名称とすることが適当であるという、この留意点が出されております。

この学校教育法施行令の一部改正の趣旨でございますが、障害のある児童・生徒の就学先決定につきまして、一定の障害のある児童・生徒は、原則として特別支援学校に就学するという、これまでの学校教育法施行令における基本的な考え方を改め、市町村の教育委員会が個々の児童・生徒について障害の状態等を踏まえた十分な検討を行った上で、小・中学校、または特別支援学校のいずれかを判断、決定する仕組みに改めるということが、この改正の趣旨でございます。

また、合理的な都道府県と市町村間の事務分担を徹底するということも入っているとこ

るでございます。

そういうことでございまして、まず山口県の方が、この3月に規定を改定されております。それを受けまして、本市の教育委員会におきまして、防府市就学指導委員会の規則というのがございます。これを教育委員会の方で改定をいたしました。したがって、今回この条例の改定をお願いするということでございます。

実は、就学指導委員会が、今までどうだったんかと言われますと、もう既にいろんな面で先に走っていたというような形のものでございます。条文がちょっと追いついていなかったものでございますから、実態に条文が合致されるような改定ということでございます。

したがって、今までやっておりましたものにつきまして、拡充を進めていくというふうに御理解をいただいた方がよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 例えば、教育法規——教育の法だとかそういうものについて書いてある本であると、いわゆる就学についての指導や関係機関との連携調整等で、就学指導委員会が存在意義を果たしたけれども、ノーマライゼーションの理念に基づく教育施策が求められる現状や特別支援教育の導入後、社会的背景が大きく変化しており、そういった障害を有する子どもについて、就学指導委員会の廃止を求める要望書が出されているという自治体もある。そういうことで苦慮するという事例もあるということが、例えばそういう本に書かれておいて、文科省のこれまでの通知の中で、それは就学指導委員会はそれなりの意義があるんだということが、それについての回答で書いてあるわけでありませう。

ただ、全国的には、例えばこの本にも書いてあるんですが、埼玉県の東松山市では、もう既に2007年（平成19年）に、全国で初めて心身にハンデを持つ子どもたちの入学や進路について指導、判断する障害児就学支援委員会を廃止して、就学相談調整会議を設置したと、こういった動きも全国的にはあるわけでありませう。そういうことに後追いするような形で、文科省が通知を出して、山口県もそれに従い、防府市も従うというのが現在のこの流れだろうと思っております。

それで、そういった通知を出される前に、先ほど文科省の通知は、昨年9月1日に「学校教育法施行令の一部改正について」ということで出されておりますが、その1年前、平成24年7月23日に、先ほど言われた初等中等教育分科会の報告が出されておいて、その中で今回のように名称の変更もその中で提言をされているわけでありませう。

それで、その報告の中で、新しいその教育支援委員会については、以下のように機能を

拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されると、新たな機能を拡充するというふうには書いてあります。

それで、拡充する機能については7項目書いてありますが、アからキまでこういうものについて、今度の新しい教育支援委員会では、これが対応できるのか。

ちょっと順番に言いますと、障害のある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障害のある子どもの情報を継続的に把握すること。

イとして、就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行うこと。だからこの教育支援委員会が情報提供を行いなさいということですね。教育委員会ではなくて。

それから、ウとして、教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。そういった助言を行うような相談員というのか、そういう人を置かないと、こういうことは対応できないんじゃないかと思うんですが、そういうことになるのかどうか。

それから、エとして、市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。これも助言ですから。

それから、就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。これがオですね。

カとして、就学後についても、必要に応じ、学びの場の変更等について助言を行うこと。

キとして、後述する合理的配慮の提供の妥当性についての評価や合理的配慮に関し、本人、保護者、設置者、学校の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

こういった助言を行ったり情報提供するというようなことが、新しい教育支援委員会には求められるわけですが、そういうことがこの名称の変更とともに、体制の問題としてできるのかどうか、ちょっとこの辺について伺いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 教育支援委員会という名称変更でございます。これに伴いまして、内容を今委員が申されました7項目について、そういうふうなことに対応できるかということですが、この今までの就学指導委員会の委員の構成、さらには改めての支援委員会の委員の構成は、今同じメンバーでやろうとしています。

メンバーについては、スクールカウンセラー、さらにはこの特別支援教育のコーディネーター、さらには精神科医、あるいは行政関係機関のその職員もおりまして、障害を持った子どもたちの、いわゆる早期からのそうした支援、指導、さらにはいわゆる就学後の各学校への指導等について、改めてそうしたメンバーによる——何か追加メンバーによるその指導ではなくて、現在のメンバーにおきまして、そういう機能は今までもやってきて

おると思いますので、これからの就学指導委員が支援員というふうな名称変更だけでなく、実質その機能についても、新しく今7つの項目を言われましたが、それについても可能だと判断しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 可能ということですがけれども、実は、非常に防府市は、この問題については遅れているのではないかとということを前から私は感じております。

例えば、昨年9月に、これは「山口県教育」という教育長御存じの山口県教育会が出ております機関誌ですね。

これの昨年の9月号、「今特別支援教育は」という形で特集がされておりますが、例えばお隣の山口市では、特別支援教育推進サポート事業という形で、特別支援教育推進専門員という方を、平成19年度から既に3人配置をしていると。その方が、各学校のコーディネーターだとか、そういう人と連絡をとってやるというようなことが、例えば山口市の例として紹介されて、それぞれの小学校の教員の先生が校内のコーディネーターとしてのそういうことの取り組みを書かれております。

そういう形で、校内のコーディネーターや教員等に指導・助言をするというふうなことも、そういう体制でしておるわけですがけれども、そういった点からいくと、一歩も二歩も、もう平成19年度から遅れているというのが、山口市との教育の差であります。この辺について、ぜひ今後はこういうふうに変えて、名前が変わるだけではなくて、中身も変わるようにしていただきたいと思っております。

それで、これは今の条例じゃなくて、防府市中心身障害児適正就学指導委員会規程というものがありますので、これは規程ですから、教育委員会でこれを多分改定されるんだろうと思っておりますが、それは当然新しい通知の趣旨に従って、例えば設置の目的だとか、それからその組織構成ですね。その中に例えばもう少しそういう専門家の人が入れるような形のを明確にしていくだとか、そういったことについて、していただきたいということを要望しておきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、御指摘が2点あったかと思っております。

1点の教育委員会の規程の方ですが、もう既に県の改定にあわせまして改正しております。

もう一点のいわゆる山口市においては、この特別支援の支援員を平成19年度から3名置いているということですが、私ども防府市では、この各学校に今までも就学指導委員会、

さらにはこの特別支援のコーディネーター、また中心校、いわゆる拠点校、佐波小学校等におきましては、地域を指導するこの指導的なコーディネーターを置いておりますし、防府総合支援学校の、先ほどもちょっと言われたかと思いますが、県費負担、いわゆる県の施策で地域コーディネーターを置いて、この方とともに、この子どもたちの就学について指導をしておりました。

ですから、決して山口市が抜きん出ている、防府市がおくれているということではないと思います。

そうしたところで、実際の子どもたちのいわゆる支援、そうしたものに抜けがないようにきめ細かな指導には、当たってまいりたいというふうに思っております。御指摘をどうもありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第54号については、原案のとおり可決されました。

議案第55号防府市税条例等中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第55号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第55号防府市税条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、本市の市税条例について、所要の改正等を行おうとするものでございます。

改正の内容につきましては、法人市民税の法人税割の税率を引き下げるもの、軽自動車税の税率の見直しを行うもの、公害防止施設等に係る固定資産税の課税標準の特例について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」の導入に伴い、特例割合を

定めるもののほか、条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ちょっとよくわからないのでお聞きしたいんですが、片方で自動車税の見直しという形で、グリーン化特例だとか、グリーンを進めるとかいう形のものとか、エコカー減税という形で、片方で減税があって、また片方で長く使うと20%税金が増えるというようなことがあります。この辺は、トータルとすれば、防府市の税の状況とすれば、どういうふうな形になるのでしょうか。大ざっぱな形でいいので、お示し願えればと思うんですが。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） ただいまの議員の御質問でございますが、軽自動車税の今回の見直しにつきまして、税額の引き上げの部分につきましては、来年の27年度から施行になりますので、今年度は関係ないんですが、27年度におきましても、三輪、四輪につきましては、新規に登録されたものという形になりますので、軽自動車税につきましては、4月1日当日に登録されたものについて適用になるという形になりますので、ですからほとんど27年度については、三輪、四輪については、関係はないと思います。

ただ、二輪及び小型特殊車両につきましては、既存の車両についても適用になりますので、この部分だけが来年度影響が出てこようかと思っております。これが、予算額で申しまして、大体700万円強の増額の見通しとしております。

それから、28年度以降になりますと、今度は、三輪、四輪のものも新しく入ってきますので、さらにそれに加えて1,000万円程度の増収が見込まれるんじゃないかと思っております。

ただ、今議員おっしゃいましたように、自動車税の見直しは、今回の軽自動車税のこの引き上げだけではないんですが、市としましては、この税収に関係するものだけだろうと思っておりますが、ただ、今議員がおっしゃいましたように、長く持っていると重課、税額が上がってしまいますんですが、その辺のところについては、ちょっと今、統計上の数値を持ち合わせておりませんので、今お答えすることはできませんが、その他のエコカー減税とか、今おっしゃいましたそういったものをトータル的に含めたものということになりますと、ちょっと市税とその他の税、そういったものをひっくるめてどうなるかということについては、ちょっと今のところ、私どもも統計をとっておりません。把握しておりませんので、申しわけございませんが、お答えすることはちょっとできませんので、申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。14番、山本議員。

○14番（山本 久江君） それでは、討論を行います。

ただいま議題となっております議案第55号防府市税条例等中改正につきましては、反対の立場から討論を行いたいと思います。

今回の改正は、先ほど御説明がありましたように、地方税法の改正に伴うものですが、各方面にわたる改正項目があります。その内容につきましては、賛成すべきものもございませぬけれども、以下の点で認めがたく反対の立場を表明したいと思います。

第一は、質問にもございました地方税法第82条関係で、軽自動車税の税率を引き上げることでございます。原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車は、現行の約1.5倍に引き上げられ、また三輪及び四輪以上の軽自動車並びに小型特殊自動車は、自家用自動車にあつては現行の1.5倍に、その他貨物用については1.25倍に引き上げられることになっております。

国内の軽自動車の普及は、新車販売台数で4割近いシェアを占めていると言われておりますけれども、長期にわたる所得低迷の中で、価格、維持費ともに比較的安価な軽自動車の需要が高くなつてきている実態がございませぬ。

特に公共交通が十分整備されていないといった地域では、1世帯で複数、2台以上小型軽自動車を所有している、こういう状況もございませぬ。まさに住民の重要な移動手段となっているわけがございませぬ。原付二輪車についてもそうです。

今回の軽自動車税増税は、自動車取得税を減税廃止し、その減収のツケを軽自動車税の増税で賄うものと全体としてはなつております。住民にとって、まさに消費税増税とともに二重の負担増となりまして、影響は極めて大きいものがございませぬ。

第二に、先ほどございました附則第16条関係でございませぬけれども、初めて車両番号の指定を受けた月から起算をして、13年を経過した三輪以上の軽自動車に対しまして、重課の導入がなされることとございませぬ。

私どももそうですけれども、買いかえずに大切に乘っていた場合も、最初の新規検査から13年を経過した時点で増税となる、極めて理不尽な制度となつております。

改正の中には、耐震改修が行われた建築物の固定資産税の減額措置など、評価すべき点もございますけれども、今述べましたような点で、反対の立場を表明したいと思います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結いたします。本案については、反対の意見もございますので、起立による採決といたします。

議案第55号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

議案第56号防府市工場等設置奨励条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第56号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第56号防府市工場等設置奨励条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、企業立地のさらなる推進と市内企業の積極的な設備投資を活発化させ、本市産業の振興と雇用の拡大を図るため、奨励措置の一部を見直そうとするものでございます。

改正の内容といたしましては、用地取得奨励金の限度額を「1億円」から「2億円」に引き上げるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 今の議案に対してですが、先日担当部局より、JT跡地の進出企業が出てきたというような御説明がありまして、大変ありがたいし、好ましい話であると思っています。

今、話によれば、3分の2を取得しようとする企業と、3分の1を取得しようとする企業があらわれたと。そういうことでこの議案が出てきたんであろうというふうに……（発言する者あり）それで、それから今からあるんですけど。で、このたび、実はその3分の1が、ちょっといい状況じゃなくなってきたということですがけれども、その3分の2を取得しようとする企業が、ひょっとしたら全部いこうかというような話も出てきているというようなことも聞きました。

であれば、今後、そういった企業にも、ぜひ全て取得してもらうようなためにも、ぜひ

これを3億円にして、30%、きちっとこの奨励金をとって進出してもらおうというか、そういった形にしてもらった方が、さらにその購買意欲も増すのではないかというふうに思っているんですけど、今後、そのような改正をするような意思といたしますか、準備があるのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） ちょっと整理をさせてほしいんですけど、この前の勉強会で御説明したのは、今、JT跡地は、1社が全てを買うということで今、交渉しております。

もしその1社が買われても、この企業につきましては、御自分でそこで操業をされるのではなくて、分譲で分けて売っていかれるという形になりますので、その買われた企業は、この優遇措置のお金は入りません。さらに分譲されて、分譲された企業が買ったときに、初めてお金が入ります。そういう整理ですので、今段階で今議員がおっしゃったことはちょっと違うと思いますけど、よろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） この2億円とした理由というか、それは、根底にはどういったことがあるのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 今は、1億円なんですけど、用地取得費と造成費の30%です。したがって、逆算しますと、3億3,000万円の用地造成費を出せば、その30%の1億円が今ですね。それよりも倍にするということは、逆に言えば、2億円全額をもらうためには、用地取得と造成費で6億6,000万円ぐらいのものを買ったときに2億円になります。

今現在、例えばJT跡地であれば、14万平米で、今相場は平米が1万円ぐらいと言われています。ということは、1万平米で1億円ですね。だから14万平米全てを買えば14億円。しかし、今言ったように、2億円に仮に限度額を上げたとしても、6億6,000万円買ったら、初めて2億円が浮かんでくるわけです。

その辺もありますから、JTに関して言えば、分割して売っていくわけですから、当然1社が1万平米、2万平米ぐらいの割合の規模になりますので、2億円にしても価値は、意味はありません。ただ、そうはいつでも、JT跡地以外にも、中関の三ノ楯の話もしましたけれど、ここには6万平米ぐらいの土地があります。こういった6万平米の土地をもし1社が買えば、30%ですから2億円近い補助金が出ます。その辺も加味しまして「1億円」を「2億円」にさせてもらいました。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 仮に今3億円に今から、もし、したとして、それに該当できるような用地というのが、今、防府市の中にあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） ちょっと説明しましたけれども、中関の三ノ楯は、民間の土地が6万平米あります。仮にもしそこを買われれば、2億円近い補助ができます。

（「3億円になるか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

補助が3億円になる土地があるかですね。（「はい」と呼ぶ者あり）3億円になるということは、逆に言えば、9万平米、10万平米要りますね。そういう土地は、だからJT跡地以外はございません。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

議案第57号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第57号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第57号防府市都市公園設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、都市公園のうち、向島運動公園の有料公園施設等につきまして、平成27年度から指定管理者制度を導入するに当たり、所要の条例改正を行おうとするものでござい

す。

改正の内容といたしましては、新たに指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定め、所要の条文整理を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 今、初めて向島運動公園というふうに言われて、向島運動公園以外の指定管理は考えておられないような市長の提案説明でありましたけれども、議案の190ページ、23条で、市長が指定する施設ということで、これは今、向島運動公園以外は、ほかには考えておらないということでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 議案第57号に関する質問ということですが、それに先立ちまして、実は議案に一部訂正がございまして、お手元の方に配付させていただいておりますが、訂正内容といたしましては、194ページになりますが、施行期日のところに、新たにただし書きを付記させていただくということで、まずもっておわびをさせていただきたいと思っております。

それと、ただいまの質問ですが、議案書の190ページ、指定管理者による管理第23条ということで、市長が指定する施設というふうに、どこまでかということで範囲のお尋ねだと思いますが、次のページの24条に、指定管理者の業務という欄があるんですが、指定施設のうち、有料公園施設の使用許可等の業務を今後指定管理者に委ねていきたいというふうに条例を改正させていただいておりますが、現行の条例の中で、有料公園施設としては、向島運動公園の多目的広場とテニスコートが既にございます。

それを委ねていきたいという我々の目的というか意思なんです、市長が指定する施設に、それ以外ということで、現状であれば、多目的広場、テニスコートを管理する上での管理棟、そこらあたりまでが、一つくくりになろうかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） ほかに考えておらないということであれば、こういう条例のつくり方をするのがよくわからなくて、最初から向島運動公園云々という条例にしておけば、そういう範囲はどこまでかということになるわけで、質問は出ないと思うんですが、大平山山頂公園というのがあって、今、展望施設だとかそういうものが一応あって、これは有料の施設ではありませんが、例えばそういうものが整備される中で、そういったものについても、今後余地を残すということがあるわけでしょうか。今後の話としてですね。

そうでなければ、こういった条例ではなくて、これまでの市の条例についてはきちっと施設を、限定したサイクリングターミナルであるとか、あるいはさまざまありますけれども、そういう形でありますけれども、そういったものについても、例えばあり得るわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部ですが、再度御質問にお答えいたしたいと思います。

今回上程をさせていただきました議案、あくまでも都市公園に限っての現存の条例の一部改正ということになっております。

都市公園法の中で、また実は国の方の指針が変わりまして、指定管理者制度が導入されて、それらの法律の中では、公園の全体または一部を指定管理者に委ねることができるというのがありますが、ただいまの質問の趣旨でございます大平山山頂公園、これにつきましては、実は都市公園としての指定がされておられませんので、（後刻訂正あり）今、私どもの部の方では、大平山山頂公園の今後については、お答えは、いささかしかねるかなというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） はい、わかりました。23条についての質問はそれで終わります。

それから、附則194ページから195ページ、施行期日と準備行為について、あわせてお尋ねをいたします。

この施行期日を見ますと、来年の4月1日からということで、来年4月1日から指定管理にしたいということがここから読み取れます。

それから、準備行為ということで、この来年の4月1日の前から、その準備行為をするということが書いてあります。そうなりますと、今後のスケジュールとして、この6月議会でこの条例を出して、多分9月議会で今度指定管理の選定の準備のための債務負担行為を9月議会で出して、その後、いろいろと募集だとかそういうことをして、12月議会には、ちょっときついのかもしれませんから、12月議会、あるいは3月議会で、相手業者の指定を議会の議決で諮ると、こういうような流れになるんじゃないかと思いますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） その点につきましては、総合政策部の方でお答えをしたいと思います。

今、実は、防府市の体育施設、まず体育館、それから陸上競技場、それから武道館、この3つを今、コナミアンドスポーツの日本管財ですか、こちらの方で指定管理を行ってもらっております。

これにあわせて、今、市が直営で運営しております野球場、それから運動広場、それから今問題になっています向島の運動公園プラステニスコート、それに今この7月5日にオープンしますプール、この7施設を合わせまして、指定管理に向けて、今、準備を進めているところでございます。

今、議員がおっしゃいましたように、9月で債務負担行為をお願いして、早ければ、12月で指定管理の導入の議案をお願いしたいというふうに考えております。スケジュール的には、少しタイトではありますが、頑張ってきてちゃんとその内容を精査してお願いしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） そういう形で、やっと全体像が見えてまいりましたけれども、そういうことが考えられておって、この議案を6月議会に出されるのであれば、議案の勉強会、あるいはその直後に開催されました説明会の中で、そういった一連のスケジュール、市が考えていることについて、やはりきちっと説明をして理解を求めていくべきではないかと。

こういうような形で、一部だけぽつと氷山の一角のように議案を出されて、あとそれはもう既に6月議会で決まっておりましたと。こちらが、議員の方がよく全体像が見えないままに物事が進んでいくというような形になったら困りますので、これは、ぜひ早急にもう少し詳しい説明を、別の機会でも構いませんので、開いていただきたいと。複数の部にまたがるような話でもありますので、ぜひこの辺については考えていただきたいと。私がこうやって質問をしなければ、この問題は素通りするところなわけですから、よろしく願いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総合政策部長。

○総合政策部長（持溝 秀昭君） 確かに議員のおっしゃることは、ごもっともだと思いますので、また別の機会を設けまして御説明したいと思います。

ただ一つだけ、これは言い訳ではないんですけれど、ことし3月に、防府市スポーツ推進計画というのを議員の皆様にもお示しして諮っております。この中で、今のスポーツの拠点施設についての今後の整備と管理運営、この中できちんとこの辺のことはうたっておりますので、皆様にも、ある程度は御理解をいただけるかなと思っています。説明はま

たきちんとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 20番、山下議員。

○20番（山下 和明君） 都市公園の管理条例の一部改正、この条例改正文を見ながら、向島の運動公園、スポーツの施設を何でしょうか、あるということも含めて、そういったことの御提案かなと思っておったんです。向島の運動公園ということで、今ここで市長の方から具体例を挙げられての御説明でした。

先ほど、金子部長の方から、大平山山頂公園について、これは都市公園の位置づけではないというふうに申されましたけど、これは、大平山山頂公園って、都市公園の枠の中にあるんじゃないですか。あれはおもてなし観光課の方で管理しているというふうに思っているんですけども、この辺のところをもう一回ちょっと確認をですね。

私は、都市公園の一部と思っておるんですけども、今、御発言では外れているような回答でしたので、ちょっと確認させてください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの山下議員の御質問にお答えいたします。

大平山山頂公園、防府市にとって非常に規模の大きい市民の皆様方に喜ばれている公園なんですが、一応、都市計画法に基づくいわゆる都市公園の部類には入っておりませんで、現在、大平山山頂公園の管理につきましては、産業振興部の方でなされているというのが実情でございます。

○議長（行重 延昭君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第57号については、原案のとおり可決されました。

議案第58号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第58号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第58号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明いたします。

本案は、勝坂住宅のうち、老朽化した3棟16戸を解体し、用途廃止をいたしましたので、管理戸数を改めようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号については、原案のとおり可決されました。

議案第59号防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第59号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第59号防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、行財政改革の観点から、本市の上下水道事業において、地方公営企業法第7条ただし書き及び同法施行令第8条の2の規定に基づき、管理者を置かないこととするため、所要の改正を行うものでございます。

上下水道事業の現状につきまして、水道事業及び工業用水事業は、維持管理業務が主な

ものとなり、経営状況も安定していること、また、下水道事業は、大道地区及び富海地区を含めた都市計画区域を整備するという一定の方向性を明示して事業を進めていることを踏まえまして、管理者を置かないことといたしましても、これまでと同様に着実かつ適正な事業の実施が可能であり、管理者を置かないことにより、経営のより一層の効率化を図ることができるものでございます。

改正の内容でございますが、上下水道事業管理者を置かないこととするもの、及び管理者を置かない場合、市長が管理者の権限を行うこととなることに伴う所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 3点にわたって、ちょっとお尋ねをしたいと思いますが、まず1点目は、この条例が、執行部の中でこういう形で出そうというようなことに至った経緯についてお尋ねをいたしたいと思います。

昨年の12月議会ではなかったかと思いますが、行政経営改革推進大綱ですか、それが議決をされまして、それに基づいた具体的な計画をつくっていくということがございましたが、その中にこの水道管理者云々という問題はなかったわけであります。

そして、6月25日が任期のそういうものが6月25日に出されると。遅くとも普通こういうものは、半年前の12月議会に出されるのが筋道じゃないかと思います。そういうことで、今回の議案の出され方が、やや異常な形ではないかというふうに私は感じております。これまでの議案の提出の仕方としてですね。ほかの議案と比べて。

したがって、行政の内部で、一体いつの会議でこういった問題が出され、いつの会議で検討されて、そしていつの会議で最終的に決定をされたのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 執行部、暫時休憩しましょうか。暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。答弁をお願いします。市長。

○市長（松浦 正人君） 一応事務方でそれなりの答弁があるのかなと私は思っておりますので、あえて発言しなかったわけですが、議員は異常な状態だというような表現でありましたが、これは、私にとっては別に異常でも何ともありません。

と申しますのも、現在の管理者の選任は私がしたわけですが、任期の満了がこの6月25日であるわけですから、後任を定めるか否かということが、主な関心になっていただけでありまして、そうした中で、かつてこの議会におきまして、水道事業管理者は、今や必要ないのではないかというような議論が、現実、あったわけでありまして、そのときは、現在の管理者が既に就任をしておられましたので、その任期の途中でおやめいただくというような御無礼なことはできませんので、ちょうど任期満了になったときが一つの転機であろうと、こういうふうに私は考えていたわけでございます。

また、全国の都市、10万人から15万人ぐらいの類似都市の場合、80市ぐらいあるわけですが、そのうちの50市が水道管理者を置いていない、業務を市長がかわりにやっているというような状況等々を鑑みて、そういう判断をしたのが経緯と言えれば経緯ということになるかと思えます。

冒頭議員は、3点質問があるとおっしゃいましたが、この1点のみですね。（「いや、まず1点目をしているんです」と呼ぶ者あり）そういうことですか。はい。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 議会基本条例で質問と、それから質疑は一問一答でということなので、まず今1問目をさせていただいているわけでありまして。

経緯のお話で、結局いつの会議でこういうことが最初に問題提起されて、そしていつの行革何とか会議かよくわかりませんが、そういう会議で決まりましたという報告が、私は回答がいただけるんかと思ったんですが、そういう回答がなくて、専ら市長の頭の中でそういうことが考えられて、それで結論が出されたというふうにお聞きをするわけですけれども、そういうことでいいわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 今、私が答弁申し上げたことでございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 今、答弁を申し上げたとおりで、私がお聞きをしても、いつの会議でそういうことが決まったという御答弁がなかったということで、よくわかりました。

それで、1点ほど、議会でそういう意見が出たということが、かつてあったということで、たしか土井議員が、この6月議会だったかで、4年前の質疑か何かでされたと思うんですが、それはたしか議員の定数の問題云々で、そのときに議員定数云々というよりは、その前に執行部の方をやるべきことがあるのではないかという例として、たしか水道管理

者を出されたと思うんですけれども、当時はまだ水道管理者は、上水道と工業水道だけの管理者でありました。

ところが、その後、公営企業ということで下水道がなって、その後、下水道が公営企業に加わったわけでありまして。前にそういう議論がされたときと状況が変わったわけでありまして。そういうことがありますので、私は当事者でありますその土井議員に、「あなたの考え方はどういうことなんですか」と聞いたら、「いや、それは上水道だけである」と、「下水道まで加われば当然管理者を置かなければならないんじゃないか」と、こういう御意見であったということをお伝えしたいと思います。

それから、同じように山口市が、たしか上水道だけで一度管理者を置かなかつたと、そして下水道を公営企業にして、それで改めて管理者を置くようになったというようなことを同僚議員からお聞きをしましたので、この点についてもぜひそういうことを検討いただきたかつたと、こういう決定を見る前にですね。こういうふうに思います。

それで、2つ目の質問に入りたいと思いますが、管理者を置くということは、地方公営企業法の一つの原則という形で定めておるわけでありまして。ただし書きで置かないことができる。あくまでただし書きですから、これは、原則ではありません。

そういう意味で、原則でいけば、なぜ管理者を置くかということだと、その中には、公共性の確保と並んで企業の経済性の波及が強く要請されると。地方公営企業法の解説が、「公営企業」という雑誌のちょうどことしの1月号に、管理者の設置、選任及び身分取り扱いということで、財務協会が出しております雑誌で、多分水道局にはこういう雑誌はあるんだと思うんですが、これは、市長部局のどこか別の課で雑誌を借りてコピーをさせていただきますが、そして企業の経済性の発揮のためには、企業経営に対する政治的介入を排除して企業に自主独立性を付与すると。

一つは、政治的介入を排除して企業に自主独立性を付与すると。もう一つが、企業が機動的に活動できる体制をとることが必要だと。そういう形で市長部局から外すと。あるいは議会の議決を工事案件なんかでも要しないということが、地方公営企業法の中であるわけです。

これを水道管理者をなくすということになると、市長がその職を務めるような形になるわけですが、そうなりますと、この一つの政治的介入という問題が可能性として出てまいります。この辺についてどうお考えになったのか。これは、ある意味ではマイナス面だと思います。

プラス面は、さっき財政的なことを言われました。ただ財政的に考えれば、今、水道局には、各課に課長がおり、そして部次長級の参事がお二人おり、その上に部長級の局次長

がおられ、なおその上に水道管理者と、こういう形でありますので、ある程度その管理、統括するという立場でいけば、しっかりしているんだろーと思いたすが、その中の例えば部長級の人を1人外しても、そう困らないんではないかと。そして管理者を置いたらいいんではないかと、こういうことも考えるわけであります。

水道管理者のお隣に座っておられる代表監査委員さんは、少ない事務局の職員さんを率いて、私が代表監査委員のそばのところにちょっと行くときには、いつも書類とにらめっこし、そしていつも会議をされているような形でありますけれども、そういう形で行政改革というのもできるんではないか。その辺のメリット、デメリットについて、管理者を置く場合のメリット、デメリット、私が提案したような形ですれば、若干経費の削減は少なくなるかもしれませんが、それなりの経費の削減はできるわけであります。

職員というのか、その幹部職員が1人減るわけですから、そういったメリット、デメリットについては、お考えにならなかったのか。それは余り会議をされずに決まったということですから、議論されなかったということですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 水道局次長。

○上下水道局次長（大田 隆康君） 今、田中議員から御指摘がありました件についてお答えいたします。

まず、地方公営企業法では、事業規模の小さい事業体でございますが、水道事業におきましては、職員200人に満たないか、給水戸数5万戸に満たない規模のものにつきましては、企業の状況に応じて、条例により管理者を置かないことができるがございます。

また、管理者を置かない場合、法では「市長が管理者の権限を行う」と規定されております。今、議員のおっしゃいました部長級職員を外して、それから管理者と部次長級の職員、参事以下で経営してはどうかという御案内でございますけど、実際のところ、事務上につきましては、私は局次長でございますけど、私の業務はございます。

したがいまして、費用的な面からも見まして、この間勉強会で御説明いたしましたけど、管理者の人件費を、先ほど申し上げました設置義務には該当しないという判断をいたしまして、管理者を置かないことによって事業効果を上げていくと、そういうふうに判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 法律的に置かなくてもいいと、置く必要がない、置いてもいいわけですね。だから今まで置いとったわけですが、それでメリットの議論はされましたが、管理者を置かないことのデメリット、政治的介入については、いかがお考えでしょ

うか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 理論上、あるいはいろいろな議論、あるいは理屈、そういうことから言えば、いろいろなお話があるであろうとか、ように思います。政治介入がそこにあるのかなのか、そんなことはまだ未経験のことです。私は、行政の執行においては、全て議会がチェックをなさっているわけでありまして、勝手に気ままにやりたい放題やっているわけでは決してございませんので、そのようなことをおっしゃられても、それは、お互いさまの見解であろうかなとこんなふうにも考えるところであります。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 私が政治的介入云々と言っているのではなくて、地方財務協会というところが出しております「公営企業」という雑誌のこし1月号、連載講座の第10回目ですが、「地方公営企業法の解説 管理者の設置、選任及び身分取扱等」という題がついておりますが、地方公営企業制度研究会というところがそれを書いていると。これは、多分総務省のお役人だと思っております。

それで、第7条の管理者の設置の解説のところ、「企業経営に対する政治的介入を排除して企業に自主独立性を付与し、かつ、企業が機動的に活動できる態勢をとることが必要であるとされる」と。「このため、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離すこととし、地方公営企業の経営のために独自の権限を有する管理者を置き、日常の業務執行は挙げてこれに委ねることとしている」と。こういうふうに言っておりますので、私は、何か特別、政治介入云々と言っているわけではなくて、地方公営企業に係る人の中では、これは常識の範疇に入るということだけ申し上げて、2つ目の質問は、どうも平行線でありますので、3つ目の質疑に移りたいと思います。

3つ目の問題は、少し枝葉の問題であります。きのうこの議案をずっと見ておりましたら、最後の264ページ、附則の21項関係ということで、防府市防災会議条例の新旧対照表、これは参考資料ですが、それまではずっと、管理者の権限を市長に変えるということであります。

変える形であればそれはそれでいいわけですが、ほかのいろんな条文改正についてはですね。ただ、この防府市の防災会議条例については、これまで委員であった上下水道管理者を、当然おらなくなるわけですから、削るわけです。削りますから、全体の人数を40人から39人に減らすということになります。市長が上下水道事業管理者のそういった権限をもってするわけですから、市長が上下水道事業管理者のそういった防災会議におけるさまざまな事柄がわかって、それで大丈夫であるということであればいいん

ですが、これは、むしろ40人は40人でそのまま置いて、上下水道事業管理者のかわりに、上下水道局を代表する人を市の職員というような枠がありますので、その枠を一つ増やすような形でしないと、災害のこういった防災会議について、大事なライフラインであります水道の問題について、抜ける形になるのではないかと、こういうふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 防災会議のことですので、私の方からお答えいたします。

議員おっしゃるようなことも検討いたしました。いたしましたが、水道事業管理者の職務を遂行する市長がおるということで、十分機能を果たすというふうに判断いたしまして、このような形にさせていただきました。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 市長が、十分にそういった水道管理者の給水だとか、施設のことだとか、そういったものについて対応できると。ちょっと松浦市長には申しわけないんですけども、新しく今度水道管理者を廃止されても、松浦市長が例えば、今の水道局に週何日か行くだとかいう形にはならないんだろうと思うんですね。

大事な決裁について、水道局の職員が市長室に行って説明をして決裁を得るだとか、時々水道局の方に行かれることになるのかもしれませんが、今の水道管理者のような形にはとてもいかないわけでありまして、そういうことで、この防災のところで大事なライフラインであります水道のそういったものを外していいのか、ちょっとこれは疑問があります。

それで、防府市は市の職員は2人しか入らないんです、この防災会議に。市の職員は、教育長と消防長のほかは市の職員は2人しか入りません。ところが、周南市でいくと、市の職員は16人入ります。それから下関市は市の職員が24人入ります。それから岩国市は、これは市の職員が何人入るかは書いていないんですが、トータルで入る人が防府市より10人ぐらい多い50人です。山口市も防府市よりも10人多い50人が防災会議の委員です。

そういう形で、多分よその市は、管理者というふうに書いていないんですけども、水道の担当者が必ず入るんだと思うんです。市の職員が、何ですか、16人とか25人入るわけですから、防災会議に。それで市の職員が二人しか入らないんですよ、うちは。この辺のことについては、ちょっと問題があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、市の職員が何人要るかということについては、特に多いのがいいというふうには思っておりません。これは、防災会議の委員でございます。つまり防災会議において、必要な意見、あるいは必要な提案がきちんとできればいいというふうに考えております。

市には、このほかに、市の内部組織として、この防災会議に出すためのいろいろな議案とございますか、案を出していく組織をちゃんと持っております。当然それには水道も含まれておりますし、先ほどおっしゃった、よその、十何人とか何十人とかいう職員もおるわけでございます。

防災会議の事務局には、うちの防災危機管理課をはじめ、河川港湾課、あるいは道路課、そういうふうな関係課がずっと事務局に顔を並べておりまして、そういう面においては、特にこれに委員として加わる必要はないというふうに思っております。

これは、委員会で審議されることについての質疑、あるいはその内容の説明につきましては、十分、この今の私どもの出している案で対応できるというふうに考えております。

現在、これまでのところは、特に支障があったというふうには——もちろん今までは水道がおりましたから、それもありますけれども、支障があったというふうには思っておりません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 総務部長が申したとおりでございますが、議員がおっしゃっておられることもわからないでもありません。水道管理者が入っていないということになるので、その分については、水道の現場を代表する人間を1人入れることについては、私は、一つの御意見として、しっかり受けとめて対処してまいりたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 一つだけちょっとお尋ねいたしますけれども、先ほど御答弁もありましたけど、事業管理者を置かないメリットというのは、基本的に管理者の報酬分がなくなる——大方年間1,200万円ぐらいなのかわかりませんが、それぐらいの金額が縮減できるということですけど、やはり大きな視点で考えますと、僕はこの管理者の職務というのはすごく専従性が高いと、専門性が高いと思っていますよ。

例えばですけれども、うちも工事の業者をやっていますけれども、そういった形で、例えば現場監督でも、つまらん現場監督を配置したら、その現場の中でコストがたかさんかさんでしまっただけで赤字になる現場もあります。つまり管理者というのは、それだけ現場を知り得ていないとなれない。またその企業経営するわけですから、経営の観点からしても、

もう全てを逐一わかっていないとできない。ひいて言えば、それに間違ってしまうと、逆にコスト増になってしまって、その負担が市民にかかる可能性があると思うんですね。

そういう考え方からすると、市長は選挙のときも経験、経験というふうにかなり強く言われていましたけど、この水道管理に関しては、素人であると思えます。そういうことからしまして、市長がとてもこれに当たるのが、ちょっとどうなんだろうかというふうに疑問を思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全てのことにつきまして、それぞれの御意見があって当然であろうと、このように思っております。今の御意見もその一つの御意見として、私なりに受けとめさせていただきます。

当面、ではどうなるのかということになりますが、先ほど選任を受けました中村副市長は、私を補佐してくれる役割にあるわけでもありますし、彼は水道管理者としての4年間の経験もあるわけでありまして、いろんな面での相談には十分乗ってもらえることも考えられるところでありますし、私も水道は、いわゆる何にもわからない無垢の素人というわけではございませんし、いろんな事柄について、それなりの観念は持っているつもりでございますので、何か一つ改革を進めていくときには、危惧されることはさまざまあるわけでございますけれども、それらを乗り越えていながら、改善と改革というものはなされていくべきものであらうと、かように考えておりますので、御賢察を賜りたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 要望ということにもなるんですけども、そういった職員の体制、今の体制と、もう少し手厚い職員体制、現場の体制が必要ではないかと思っておりますので、その辺についても、市長の中で、ある程度のお考えがあるのか。これはちょっと質問になりますけど、それを聞いて終わりにしたいと思えます。

要は、私は、今の体制で管理者がなくなった後に、今までどおり運営できるというふうには思っていないわけですし、市長としては、それをある程度補完できるような将来設計といたしますか、そういった人員体制、そのようなお考えも考えていらっしゃるのかということを知りたいです。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 一つ水道のみにだけでなく、ほかの各部門においても、福祉にしても、土木にしても、都市計画にしても、それぞれ専門性を持った職員が責任を持って仕事をやっているわけでありまして、今、水道において管理者という者は置かないという形に仮になったとしても、私は、現場において大きな混乱が起きるとか、あるいは市民

サービスに重大な支障を来すとか、そのようなふうには考えておりませんので、今おっしゃったように、何か急に対応措置を考えているかということについては、当面何も考えてはおりません、とお答えをいたします。

○議長（行重 延昭君） ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。11番、山田議員。

○11番（山田 耕治君） ただいま議題となっております議案第59号防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例中改正について、反対の立場で討論をさせていただきます。

今回の議案は、水道管理者をなくすということで、水道管理者がいなくなるということは、先ほども言われたように、水道局のトップは、人事権も含め市長となるわけでございます。

当然、行政改革の中で、行政部局との短期間での人事異動、これらも見えてくるわけですが、料金改定への政治的介入、先ほども少し話がありましたが、人事権や経営権の制約も今後はしっかり考えていかなければならない、これは私は案件とっております。

本来、上下水道局は、独立採算制で運営をしなければいけないところでございます。午前中の報告でも予算の繰り越しの件でありましたが、その中に地元関係者や関係機関との調整、また水道関係での装置の調整、これも私は水道局で働いている方、この方のしっかりとした人材育成ができてからの話とっております。

先ほど言ったように、この背景には、部局との統合、またはその間での人事異動も考えられる中で、やはり水道局としてしっかりと、要は装置等の管理ができる人材を育成しなければいけないのにもかかわらず、長い目を見たときに、そういう短期間での人事異動も可能になってくるわけでございます。これは、私は今後の防府市を見たときに、しっかりと考えていかなければいけないことだろうというふうに思っております。

水道関係での装置等も、御説明の中では、ある程度の配置はできたと、後は維持管理だけだというふうに言われましたが、この維持管理が大変重要なことだろうとっております。水道は、ガスや電気と違って、大変なもう何トンという水量を、市民のライフラインである、市民のところまでしっかり供給しなければいけない。この維持管理は、ただスイ

ッチを入れれば良いというものではございません。装置自体はですね。

ですから、水道局でしっかりそういうところの今後を見据えた人材育成をやっていたきたいというところがございますので、また法定耐用年数40年を超えた老朽管が、防府市の中ではまだたくさんあります。こういう問題も含めて、この管理者の問題は、しっかりと考えていかなければいけない問題だと思いますので、今、この時期に単になくすというのは、私としては反対させていただきたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 14番、山本議員。

○14番（山本 久江君） ただいま議題となっております議案第59号防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例中改正につきましては、ただいま山田議員が討論をされましたけれども、同様な賛成しがたいと、反対の立場から私も討論を行いたいと思います。

御承知のように、地方公営企業法は、第3条におきまして、地方公営企業は、その経営に当たっては、公共の福祉を推進すること、いわゆる公共性の確保とともに、企業の経済性の発揮が強く要請されるとしております。

質疑の中にごございましたように、そのためには、一般に企業経営に対する政治的介入を排除して、企業に自主・独立性を持たせていくこと、それから企業が機動的に活動できる体制をとることが必要であると、このように言われております。

我が市におきましても、そうした立場から、これまで長きにわたり一般行政組織と切り離して、地方公営企業の経営のために、独自の権限を有する管理者を置いて対応してきた。こういう経緯がございます。

しかし、このたび、水道及び工業用水道では、維持管理業務が主なものとなり、経営状況も安定していると、市長の説明がございましたけれども、下水道については方向性を明示して事業を進めているので、行財政改革の観点から管理者を置かないということが提案をされました。

しかし、任期はきょうまでです。市の公営企業業務の執行のあり方を変えていく大変重要な問題であるはずですが、突如として提案された感じがぬぐえず、これまでの管理者の担任する事務の検証も十分ではございません。

また、質疑の中でも示されましたように、これまで行財政改革の検討の中身として、示されたこともございません。

十分な検討が必要だということと同時に、将来の防府市の公営企業のあり方を考えましたときに、3つの事業の業務の執行に関して、法律上、広範な権限が与えられた管理者を市長に集中するのではなく、これまでどおり管理者を設置していくことが、私は望ましい

というふうに考えております。

よって、議案第59号には反対の立場を表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 18番、松村議員。

○18番（松村 学君） ただいま議案第59号防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例中改正について、反対の立場で討論をいたします。

山口県内の10万都市の中でも、管理者を配置している市はございません。そして質問等でもありましたけれども、3つの理由で反対をしたいと思っております。

まず第1点目は、多種多様な市長の広範囲な職務がありながら、またさらに上下水道局の職務が増えるということは、実際1人で本当にきちっと業務を行使できるのかという疑問が残ります。

人件費のマイナスに目をとられて、逆にそういった業務のいろんな失敗等々も、ひょっとしたら見落としなどいろいろあって、大きなマイナスになる可能性もあります。そういったものは、全て市民に、最終的にコストアップなど、そういったしわ寄せがされることが懸念されます。

2点目といたしまして、先ほどの市長の答弁にもありましたけれども、ある程度この議案については、市長の独断に近い状態の中で行革委員会を通すことなく、そういったコンセンサスもなく、またプロパー職員等のチェックや分析もされていない中で、この議案が出ているということは、非常に問題があるのではないかと思っております。

そして最後に、今後、市長部局以外に、上下水道局の決裁権が市長に増えるということは、権力の集中が行われて、大きな危険性があるのではないかと。この3つについて非常に案じておまして、反対の理由といたしたいと思えます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 私も、この管理者を置かないようにするという条例改正に反対をいたします。

一つは、まずこの条例改正が出てきた経緯が、非常にはっきりしていない。いつの会議でそれが決まったのか、いつの会議でそういうことが最初に提案されたのか、そういったものが示されなくて、言われるのは市長の頭の中で考えられたことだというような御答弁でありました。

そういった、きちっとして庁内でさらに深めるべきものであったということで、まずそのことを第一点に挙げたいと思えます。

それから、二つ目はそういう中で、公営企業ということで政治的介入を排除して、企業に自主・独立性を付与するという、そういった機能が損なわれるのではないかとということ

を反対の理由の第二に掲げたいと思います。

そしてまた、第三に、県内の他市、県内では、防府市より人口が少なく、当然、水道企業の規模も小さい下松市、光市、山陽小野田市が水道管理者を置いております。光市については、上水道だけで管理者を置いて、下水道はまだ特別会計でやっているという形であります。それでも水道管理者を置いている。そういった県内の状況と見比べても、今回の管理者を置かないということは、少し問題があるのではないかと。

以上、3点について、反対の理由として、反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 6番、和田議員。

○6番（和田 敏明君） 議案第59号防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例中改正について、賛成の立場から討論を申し上げます。

まず、先般、先ほどおっしゃられた田中健次議員の、平成22年の6月議会において土井元議員が一般質問でなされておりますが、下水道が入っていないということでしたが、ここにある文章では、市長の答弁で、「来年度からは、下水道事業は、地方公営企業法を全部適用し、組織も水道事業と統合し、上下水道の両事業をより効率的に運営することを目指しているところがございます」というふうにお答えしております。（発言する者あり）

○議長（行重 延昭君） 続けてください。和田議員、どうぞ。（発言する者あり）

○6番（和田 敏明君） それと先ほどから聞いていて、すごい不思議だったんですけど、市長の政治的介入とおっしゃられておりましたが、地方公営企業法の管理者の設置というところで、第7条の2に「地方公共団体の長が任命する」というふうに書かれております。ということは、市長が任命するわけです。

また、第7条のただし書きの規定により、管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。つまり置かない場合は、市長が行うということです。どっちにしても、市長が任命するのか、市長が行うのかということですので、介入しようと思えば幾らでも介入できることですので、そういった言葉が出るのがまず不思議でなりません。

その上で、執行部の御努力により、事業低下にならずに、今後も市民に迷惑をかけずに、機能するし、運営していけるというのであれば、私は何ら問題はないというふうに思っております。

以上で、私の賛成討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 5番、藤村議員。

○5番（藤村こずえ君） 議案第59号防府市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道

事業の設置等に関する条例中改正について、賛成いたします。

防府市水道事業は、昭和26年、給水開始以来、佐波川の豊かな水源の恩恵を受け、安心・安全な水質の維持と災害に強いライフラインの確保のため、計画的に整備されてきました。また、本市は、平成13年以降、水道料金は上がってはいません。そして今後も上げることのないよう、健全な経営をすると12月議会の私の一般質問で御答弁もいただいております。

ちなみに、私が一般質問をするまで、過去4年以上、議員の皆様からの水道に関しての一般質問もなかったと伺っております。事業全体も安定し、経営状態も良好、特出すべき懸案事項もなく、順調に運営されていると思います。

また、防府市は、地方公営企業法施行令第8条の2によれば、職員数200人未満、給水戸数5万戸未満であるため、上下水道事業管理者を置かないでもよいということとなっております。4年間で削減された人件費は、今後市民サービス向上のために使うことができるのではないのでしょうか。

加えて、デメリットとして、市長の政治的介入、権力の集中という懸念の声がありましたが、議会の最大の機能は、市長や行政のチェックです。役所のしていることが正しく、住民のいい暮らしにつながっているかいないかの見張り役です。もしも市長の政治的介入があったり、権力が集中するようなことがありそうなときは、それを正していくのが私たち議会の議員の仕事ではないのでしょうか。（発言する者あり）よって、議案第59号に賛成いたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もございますので、起立による採決をいたします。

議案第59号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第59号については、原案のとおり可決されました。

ここで土木都市建設部長より、発言の訂正の申し出がありました。どうぞ、許可します。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 先ほど、議案第57号の中で、山下議員の御質問に対して誤った回答をしてしまいました。おわびして訂正させていただきたいと思っております。

質問の中にごさいました大平山山頂公園、確認いたしましたところ、平成16年11月に都市公園として告示いたしておりました。大変申しわけございませんでした。

○議長（行重 延昭君） 以上であります。進行いたします。

議案第60号防府市火災予防条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第60号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第60号防府市火災予防条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、消防法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の内容でございますが、平成25年8月に、京都府福知山市で発生した、花火大会での火災を踏まえ、対象火気器具等の取り扱いに関する規定を整備するもの、屋外での大規模な催しにおける防火管理体制の構築を図るため、当該催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画の作成等を義務づけるもの、及び条文整備を行うものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

議案第61号平成26年度防府市一般会計補正予算（第2号）

○議長（行重 延昭君） 議案第61号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第61号平成26年度防府市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億9,367万8,000円を追加いたし、補正後の予算総額を412億6,761万4,000円といたしております。

次に、第2条の継続費の補正につきましては、5ページの第2表にお示しいたしておりますように、クリーンセンター整備・運営事業、契約モニタリング業務につきまして、設定期間及び総額を変更するとともに、市営住宅建替事業、三田尻本町団地につきまして総額及び年割額を変更するものでございます。

第3条の繰越明許費につきましては、6ページの第3表にお示しをいたしておりますように、廃棄物処理施設建設事業の繰越明許費を設定するものでございます。

第4条の債務負担行為の補正につきましては、7ページの第4表にお示しいたしておりますように、三田尻中関港、港湾整備事業負担金（平成24年度事業）につきまして、平成27年度から平成55年度までの債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりまして、御説明を申し上げます。

まず、歳出につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

まず、上段の2款総務費1項総務管理費7目財政調整基金費につきましては、平成25年度の決算見込みに基づきます繰越金の2分の1相当額に当たります7億5,000万円を積立金といたしまして、計上をいたしております。

また、歳入におきましては、前年度繰越金といたしまして、15億円をあわせて計上いたしております。

次に、15目電子計算費の情報システム再構築事業につきましては、社会保障・税番号制度の導入に伴いますシステム整備に係る電算事務委託料の増額を計上いたしております。

また、歳入におきましては、国の補助金内示に伴います国庫補助金の減額をあわせて計上いたしております。

次に、16目地域振興費の公共交通対策事業につきましては、県の補助金内示に伴います有限会社野島海運に対します離島航路補助金の増額を計上いたしております。

また、歳入におきましては、県補助金の増額をあわせて計上いたしております。

次に、同じページ下段の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の国民健康保険

事業特別会計繰出金につきましては、高額療養費算定システムの改修に伴います繰出金の増額を計上いたしております。

次に、4目高齢者福祉費の介護保険事業特別会計繰出金及び認知症対策等総合推進事業につきましては、国により認知症対策等総合支援事業が介護保険事業の地域支援事業に移行されたことに伴いまして、事業費の全額を減額するとともに、介護保険事業特別会計繰出金の増額を計上いたしております。

また、歳入におきましては、認知症対策等総合支援事業に係る県補助金等の減額をあわせて計上いたしております。

次に、5目障害者福祉費の障害者福祉施設等施設整備費補助事業につきましては、社会福祉法人山口県コロニー協会の就労継続支援施設の整備に対します障害者福祉施設等施設整備費補助金を計上いたしております。

次に、14ページ上段の2項児童福祉費2目児童措置費の社会福祉施設整備補助事業につきましては、西須賀保育所の施設改修に対します保育所施設整備費補助金を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この事業に係る県補助金をあわせて計上いたしております。

次に、同じページ下段の4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の予防接種事業につきましては、妊娠を希望されている方などにおきまして、風疹の抗体値の低い方が、予防接種を受けられた場合の費用の一部を助成する経費を計上いたしております。

次に、16ページ上段の4項清掃費2目塵芥処理費のごみ減量化推進事業につきましては、新たなごみの分別収集に関します周知用の冊子におきまして、予想を上回る需要がございましたことから、冊子の増刷に係る経費及び新たに、分別方法を質疑応答形式でわかりやすく説明した冊子等の作成・配布に係る経費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の7款商工費1項商工費3目観光費の大河ドラマ誘客おもてなし事業につきましては、観光客の受け入れ態勢のさらなる充実を図るため、ドラマ館の設置等に係る負担金及び交通対策に係る工事等の経費を計上いたしております。

次に、18ページの3段目の8款土木費7項住宅費2目住宅建設費の市営住宅建替事業につきましては、公共工事設計労務単価の上昇などに伴います三田尻本町団地建設事業の工事費の増額を計上いたしております。

次に同じページの下段の9款消防費1項消防費1目常備消防費の火災予防啓発事業及び2目非常備消防費の消防団運営事業につきましては、コミュニティ助成金を活用いたしまして、幼年消防用鼓笛隊セット及び小型動力ポンプの購入に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

また、歳入におきましては、消防総務課雑入といたしまして、この経費に係る助成金を計上いたしております。

次に、20ページ上段の10款教育費1項教育総務費2目事務局費の教育総務課管理経費につきましては、市内在住の松本美和子様から御寄附をいただきました教育振興のための指定給付金を、教育振興基金に積み立てる補正を計上いたしております。

次に、3目教育指導費のスーパー食育スクール事業につきましては、国からモデル校として指定をされました華城小学校におきまして実施をいたします食育の推進を図るための実践研究に係る経費を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係る県委託金をあわせて計上いたしております。

次に、同じページ中段の2項小学校費3目学校建設費の右田小学校改築事業及び下段の3項中学校費3目学校建設費の桑山中学校改築事業につきましては、校舎の改築にあわせて実施をいたします給水管の口径変更に伴います給水負担金をそれぞれ計上いたしております。

次に、22ページ上段の4項社会教育費3目文化財費の文化財保護管理事業につきましては、国指定史跡菟往還関連遺跡「三田尻御舟倉跡」の環境整備のための浚渫委託料を計上いたしております。

次に、7目図書館費の図書館運営事業につきましては、市内在住の青木岩夫様から御寄附をいただきました防府図書館の図書充実のための指定寄附金を活用いたしました図書購入費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の14款予備費につきましては、今回の補正の収支をいたしまして、補正後の予備費を5億3,318万8,000円といたしております。

次に、歳入でございますが、歳出で御説明を申し上げました以外の補正につきまして、その主なものを御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

上段の17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入の土地貸付料につきましては、メガソーラー発電事業用地として貸し付けをいたしました牟礼津崎沖一般廃棄物最終処分場の第2工区の土地貸付料を計上いたしております。

以上、議案第61号につきまして、御説明申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査

の要があると認めますので、所属常任委員会付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号については、予算委員会に付託と決しました。

議案第62号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第63号平成26年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（行重 延昭君） 議案第62号及び議案第63号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第62号及び議案第63号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、案第62号平成26年度防府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、6ページをお願いいたします。

歳出につきましては、高額療養費算定システムの改修に伴います電算事務委託料を計上いたしております。

また、歳入におきましては、この経費に係る繰入金をあわせて計上いたしております。

次に、議案第63号平成26年度防府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、14ページをお願いいたします。

歳出につきましては、先ほど議案第61号にて御説明をいたしました認知症対策等総合支援事業について、介護保険事業の地域支援事業に移行されましたことに伴いまして、新たに認知症地域支援推進委員等設置事業といたしまして、所要の事業費を計上いたすとともに、歳入におきましては、この事業に係る国・県補助金及び繰入金等を計上いたしております。

以上、議案第62号及び議案第63号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 一般会計の方に絡んでくるわけですが、直接今回の議案で出てくるのは、財政調整基金への積立金という形で、7億5,000万円ほど積み上げると

いう形が出てくるわけですが、25年度決算で約15億円近い黒字という形になってきております。

それで、15億円という黒字は、ここ何年か見ても、やっぱり大きい数字ということになるわけであります。（「特別会計ですよ」と呼ぶ者あり）そういう意味で言って……。

○議長（行重 延昭君） ちょっとすみません。田中議員。一般会計の審査は終わりましたが。

○19番（田中 健次君） すみません。

○議長（行重 延昭君） 付託しましたので、委員会の方でよろしくお願いします。

62号、63号につきまして、質疑がありましたら、どうぞ。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第62号については環境経済委員会に、議案第63号につきましては教育厚生委員会にそれぞれ付託と決しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て議了いたしました。

以上で本日の会議を終了するわけでございますけれども、本日をもって退任をされる上下水道事業管理者浅田様より、挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

挨拶

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） お疲れのところ、貴重な時間をいただきました。また、高いところより大変御無礼でございますが、退任に当たり、一言お礼を申し上げたいというふうに思っております。

私は、昭和47年に入庁いたしまして、職員として38年、それから本職に4年ということで都合42年間にわたり、防府市にお世話になったわけでございます。

その間、市長さんをはじめ、議員の皆様、あるいは多くの先輩、同僚、後輩の皆さんから、大変な御指導と御協力をいただき、何とか本日を迎えることができました。改めてお礼を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

今後は、私も来月末で65歳ということの一つの節目となりますので、今後は人生の下り坂に向かって、楽しく元気に過ごしていけたらというふうに思っております。また一市民として防府市の発展を陰ながら見守ってまいりたいというふうに考えております。

それから、先ほど議決をいただきましたことによりまして、上下水道局には、管理者を置かないということとなりましたが、管理者がいなくても、市民の皆様に迷惑をかけるというふうなことは一切ございませんので、その辺はどうぞ御安心をしていただいて、十分、水等を使っていただければというふうに思っております。

今後とも、上下水道事業のことにつきまして、御支援と御協力をお願い申し上げまして、お別れの言葉とさせていただきます。長い間、お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

〔議長 行重 延昭君 登壇〕

○議長（行重 延昭君） それでは、議会を代表いたしまして、退任される浅田道生様に一言御礼を申し上げたいと思います。

浅田さんにおかれましては、4年間、防府市上下水道事業管理者として、また事業運営に大変な御尽力をいただき、本当にありがとうございました。改めてお礼を申し上げます。

今、お話いただきましたように、今後は、市政のよき理解者として御協力いただくことを十分お願いし、これからもなお一層、御健勝、御多幸でありますことを御祈念申し上げまして、長い間の御尽力にお礼とさせていただきます。お疲れでございました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（行重 延昭君） 以上をもちまして、全ての日程を終了いたします。

次の本会議は、6月30日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしく願いいたします。長時間お疲れでございました。ありがとうございました。

午後3時17分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月25日

防府市議会議長 行重 延昭

防府市議会議員 安村 政治

防府市議会議員

吉 村 弘 之